

# 幼兒の教育

第四十九卷

第九號



九月號

日本幼稚園協會

# 品 用 育 保

<b>自由画帳</b> <b>定價二〇圓</b> <b>おさいく帳</b> <b>定價二三圓</b> <b>ぬりえ大判</b> <b>定價三〇圓</b> <b>ぬりえ</b> <b>定價二五圓</b>	<b>ぬりえ(初級)</b> <b>定價二五圓</b> <b>ぬりえ</b> <b>定價二五圓</b> <b>ぬりえ(上級)</b> <b>定價二五圓</b> <b>ぬりえ</b> <b>定價二五圓</b>	<small>日本幼稚園協会編</small> <b>道具箱</b> <b>定價50圓</b> <small>送料6圓、40冊まで55圓</small>	<b>道具箱</b> <b>定價50圓</b> <small>送料6圓、40冊まで55圓</small>	<b>紙</b> <b>寸色枚</b> <b>5各100組</b> <b>1定價二〇圓</b> <small>送料50組まで35圓</small>	<b>紙</b> <b>寸色枚</b> <b>4各100組</b> <b>1定價二〇圓</b> <small>送料50組まで35圓</small>	<b>紙</b> <b>(文部省配給品)</b> <b>寸色枚</b> <b>5710各100組</b> <b>1定價二〇圓</b> <small>送料二〇〇組まで35圓</small>
---	--	---	--	---	---	--

## 床上積木

大 基尺 8 cm, 容積 32 cm <sup>3</sup>	定價 1800 圓	円 350 圓
中 基尺 6 cm, 容積 25 cm <sup>3</sup>	定價 1500 圓	円 250 圓
小 基尺 3 cm, 容積 12 cm <sup>3</sup>	定價 450 圓	円 35 圓

一箱の積木數約 90 箇、形は、基本的の形を網羅して居ります。

## 砂場用具

砂型 (4種入り 100圓)	円 35 圓
シャベル (20圓)	円 30ヶまで35圓
バケツ (60圓)	円 8ヶまで35圓
ふるい (60圓)	円 15ヶまで35圓
トンネル (70圓)	円 3ヶ 35圓
自動車 (50圓)	円 10ヶ 35圓
トントン (80圓)	円 10ヶまで35圓
自 動 車 (50圓)	円 8ヶ 35圓

## 紙芝居

定價 250 圓、袋入り、円 35 圓

- 第1集 みみちゃんとおおかみ
- 第2集 どの子がいい子
- 第3集 お母さんはどこえ
- 第4集 親指姫

## 運動遊具

(圖・解説入りカタログ進呈)

ジャングルジム、滑り臺、ブランコ、置きブランコ、波動回轉塔、共同ジャングル、大こ梯子、メリーゴーラウンド、廻てん椅子、等です。

## 發行所

千代田區神田  
神保町2の4

フレーベル館保育用品株式會社

振替口座  
東京 38171

# 第九號 第九卷 幼児の教育

## 目次

幼児の音楽的發達	山下俊郎	(4)
新教育における指導について(1)	玉越三朗	(7)
幼児時代(II)	松平	(13)
幼稚園保育所におけるケース・ワーク(III)	森脇康要	(19)
幼稚園小學校研究集會參加報告(1)	小山田幾子	(22)
(講話)幼児の健康保育(四)	平井信義	(26)
記録	(32)	

日本保育學會記事

幼稚園關係者懇談會

子どものレクリエーション指導講習會

### 官廳公示連絡事項

(36)

幼稚園の幼児指導要錄について(文部省)

會から.....(48)

保育講習會(公告).....(2)

幼稚園教諭免許法認定講習會(公告).....(3)

# 日本幼稚園協会主催 保育講習會

## 第一期

### 幼児の歌あそびの實際指導

お茶の水女子  
大學助教授

戸倉ハル氏

期日 七月二十一日から同二十五日まで五日間（終了）

## 第二期

### 幼児の器樂指導の實際

東京都世田ヶ谷  
尾山臺小學校教諭

酒田富治氏

幼児の器樂指導に多年の御研究と、御経験を持たれる酒田先生が、蘊蓄を傾けて御指導

下さいます。なお幼稚園の歌曲に編曲せられたもの十數曲の實演練習をも行う豫定

期日 八月二十七、二十八、一十九日の三日間

毎日午後一時から四時まで

会場 お茶の水女子大學附屬幼稚園遊戲室

会費 貳百圓（當日お持ち下さい）

申込

は、がきで姓名、住所、勤務先の名稱と所在地及び受講名を明記して東京都文京區大塚町、お茶の水女子大學附屬幼稚園で内日本幼稚園協會講習會係宛お申込み下さい。

（注意）

○本講習會は、幼稚園敎諭の實力養成を目的としたもので、単位の修得にはなりません。

昭和二十五年八月

日本幼稚園協會

お茶の水女子大學附屬幼稚園内  
東京都文京區大塚町

# お茶の水女子大學主催 免許法認定講習

科會期目

員場間的

幼稚園教諭の單位修得を目的とします  
七月二十一日から九月二十八日まで  
お茶の水女子大學附屬幼稚園遊戲室  
貳百名

教職科目 及び 講師

教育原理 一単位 吉周田郷昇博

お茶の水女子大學助教授  
お茶の水女子大學講師

七月二十一日より同二十五日まで(終了)

一単位

お茶の水女子大學助教授

音楽理論 一単位 田誠一

お茶の水女子大學助教授

教職科目 兒童心理学 一単位 田誠一

一単位

お茶の水女子大學助教授

八月二十五日より同二十四日まで 學校保健管理 一単位 美井信義

一単位

お茶の水女子大學助教授

教科専門科目 美學美術史 一単位 申込

一単位

お茶の水女子大學講師

申込

(注意) 姓名、住所、勤務先の名稱と所在地、及び受講科目を明記して、東京都文京區大塚町、お茶の水女子大學附屬幼稚園内認定講習會係宛お申込み下さい。

○○一科目毎に、實費として貳百圓申し受けます。お申込みと同時に篇替にて御送金下さい。

○○本講習の事務一切はお茶の水女子大學附屬幼稚園内講習會係が致します。ご不審の點は郵券をそえてお問合せ下さい。

お茶の水女子大學  
東京都文京區大塚町



## 幼兒の音樂的發達

東京家政大學教授 山 下 俊 郎

幼兒の生活内容として音樂は非常に大切な意味を持つている。そしてこの音樂に對する幼兒の意識や行動は、外のすべての生活面と同じように、年齢とともに進つてだん／＼と發達していく。そこには年齢とともに一般的發達が認められる。しかし、もう一方から考へると音樂に對する意識や行動というものはその子供の生活している環境によつて非常に違つてゐる。幼兒の音樂的生活は環境のそままな反映である

といつてもいいであろう。このことを考へると音樂に對する幼兒の意識や行動はおそらくその子供の生活している國情によつて大いに違つて來ると考へられる。したがつて、アメリカの子供と日本の子供とでは音樂に對する意識は異なるものがであろうと思われる。アメリカの子供の音樂的發達を以てすぐには日本の子供のそれを律することには無理があるかも知れない。しかしすべての心理的發達には國情や環境を超越して認められる一般的な通有性があり。それがさらに環境によつて多少の變異を見るようになるのである。そこで、果してその通有性がどの程度まで認められるかということに對して、

### ○

幼兒の音樂的發達についてのゲゼルの記述は一歳半からはじまり、三歳までは半歳ごとその上の年齢では一歳ごとの年齢段階に分けて述べられている。各年齢ごとの發達的特質として挙げられている項目を次に記して見よう。

### 一歳半

- 1 簡單な言葉をハミングしたり、歌つたりする。
- 2 聲の調子、強さ、音質の範囲がめだつてひろくなる。
- 3 鈴、笛、時計などの音に非常によく注意するようになる。

4 音楽を聞くと全身を動かしてリズム的な反応をする。

## 一歳

1 歌の文句を歌う、しかし大抵調子は外れてくる。

2 摺り椅子、ブランコのようなりズム的に動く遊具をよろこぶ。これらの遊具で遊んでいると歌が自然に口をついて出ることが多い。

3 膝をまげてはねたり、身體を傾けたり、腕を振り動かしたり、頭を振つたり、脚を叩いたりするようなりズム的な反応が出来るようになる。

4 音楽にあわせて歩いてるとき、積木や鈴を持つたり、他の子供の手をとつたりすることを喜ぶ。

5 レコードを聞いてるとき蓄音器の動くのを見ることに非常に興味を持つてゐる。

## 一歳半

1 家庭や学校(ナースリー・スクール)で歌う歌をよく覚えている(一部分のこともある)しかし他の子どもと一緒に歌うことはいやがることが多い。

2 簡単な文句を自分で短三度のメロディをつけて歌うことがある。

3 音楽に夢中になつて聞き入る。そして特に前に聞きたるものは何回も何回もくり返して聞くことを喜ぶ。

4 蓄音機をかけて音楽を聞くことを非常に喜ぶ。

5 ラヴェルのボレロやバンド音楽のようなりズムのはつきりしたものをお喜ぶ。

6 銛い耳を持つた音楽的才能のある子供はこの年齢には時として蓄音器を恐がることがある。

7 リズム的運動は主として他のひとの模倣によることが多いので個人差はあまり認められない。

8 音楽に合せて、他の子供を見ながら立つたり、ギャロップしたりする子供が多い。

9 簡単なグループ遊びを好むようになる。

## 三歳

1 一つの歌を全部おぼえて歌えるようになる。しかし調子は外れている方が多い。

2 簡単な音を合せることが出来るようになる。

3 グループで歌うことをいやがらなくなる。

4 二三のメロディをはつきり覚えてくるようになる。

5 楽器をいじりたがるようになる。

6 歌や楽器について話をしてやると非常に喜び、興味を増すようになる。

7 音楽をきくことに對する興味や能力には非常な個人差がある。

8 いろいろの種類のちがつた音楽を喜ぶ。

9 大部分の子供はいろいろのリズム遊びに入ることを好みます。

む。

10 他の子供がリズムをして傍へ寄つて来るといままで見

ていた子供も入るようになる。

11 音楽に相當によく合せてギャロップし、とび、歩き、

走るようになる。

12 リズム遊びのために扮装することをよろこんぶ。

#### 四歳

1 正しい調子とリズムに合わせて歌うように聲を調節す

ることが出来るようになる。

2 一つの歌を全部正しく歌える子供も出て来る。

3 グループで歌うことを一層よくするようになる。

4 歌を歌うとき一人ずつかわりばんごに歌うことを喜

ぶ。

5 簡単な歌遊びが出来るようになる。

6 歌を劇遊びにすることを喜ぶ。

7 遊んでいる間に自分で歌を作つて歌うようになる。

8 楽器をひいてみることを喜ぶ、とくに一つの節(とい  
うより音符の結合)をピアノでひいて見ようとする。

9 知つているメロディを見つけ出すことを喜ぶ。

10 リズムを自發的にするようになる。音楽に合せていろ  
いろの動きをして見せることを喜ぶ。

#### 五一六歳

1 自分の好きなレコードが定つていてレコードを何度も

何度もかけることを喜ぶ。

2 お話を歌つた音樂を好む。

3 ピアノで一定の音符をひくことが出来るものもある。

4 「三のよく知つてゐるメロディをピアノで彈くことを喜ぶ。同じ歌を何度も何度もひいて喜んでいる。

5 レコードに合せて歌うことが好きである。

6 音樂をきいてそれを舞踊に表現することを好む。



以上はゲゼルの研究の結果をそのあらすじだけ紹介したものが、必ずしもそうではない所もあるようである。日本の幼児にそのままあてはまるような所もあるが、遊んでいる間に自分で歌を作つて歌うようになる。日本では、必ずしもそうではない所もあるようである。日本の幼児に照し合させて研究して見ていただきたいと思う。保育のすべての面において同じように、音楽においてもまた、幼児の自然的発達の線にそつて保育がすすめられなければならないからである。



# 新教育における指導について――(一)

## ――幼児指導要録の基礎としての指導――

文部事務官 玉 越 三 朗

最近各地で先生方の熱心な協議や各代表の日頃の貴重な體験や研究の結果を聞きまたは實際指導を參觀したが、大部分の人が新しい教育の精神にのつとつた正しい力強い歩みをしておられてまことに心強く感じましたが、その中幾部分か

の人は新しい幼稚園教育の内容から考へて、いまだ舊教育にわざわいされた幼児指導の方法をとつておられる方もあつたような感じを受けました。その原因を考へみると基礎となる新教育についての理解がいまだ不充分であるためであると思はれますので、先般千葉縣幼稚園協會の總會の際に行つた話をお衍して、ここに新教育における指導について述べてみます。なおこの指導については、最近實施を豫定されています幼児指導要録の基礎としての指導の本質的理解にもなると思はれますから。

教師の最も努力を必要とするところであるが、それを正しく理解するためには、先づ新しい教育が要求している内容について充份検討して見る必要がある。

新しい教育の内容については、教育基本法に「……個人の尊厳を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育……」(前文)といいまた「教育は、人格の完成をめざし、國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的、精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならぬ。」(第一條)といつてゐる。

この新しい教育の内容を考へてみると二つの方面から考えられる。その一つは教育の理念の面であり、他の一つは教育の方法技術の面である。

### 一 新教育の内容

新しい幼児指導の本質とその性格を正しく認識することは

(一) 全人格教育——教育の理念  
從來の教育は主知主義の教育といわれたように、幼児の經

驗を尊重せずその生活から遙かに遠い成人の嗜好になる美辭麗句の羅列や結果主義の舞踏や形式的な儀式の強制で、單なる

知識の量的優位を目指した教育訓練主義を根本として、人間の價値を裝飾的な知識の量で判定しようとした方法がとられていた。それがためにこの時代の教育は教師が専ら主體となつて幼児の好むと好まざるとに關係なく、幼児の要求や興味には耳もかさず、どんな幼児にも一律に機械的に保育案の計畫通りを強制指導して、幼児がこれを大人しく受けなければ教師はその幼児を人間的の價値のすくない者と評價するといふような教師中心主義であつた。

これに對して現在の新しい教育では、あくまで幼児一人一人のありのままの姿に即しながらその人間性のあらゆる價値の多面的調和的な發達を企圖するものであつていいかえると、知的、情緒的、社會的、身體的のあらゆる面で個人的にも社會的にも調和のとれた全人格として、幼児を充分に成長発達させ、人間の育成が教育の理想とされ、こういう意味の「人格の完成」——個人の尊嚴と個人の價値を基盤とする全人格の完成——が新教育の理念であるとされた。いわゆる新教育は、主知主義に對する全人格主義であるといえるのである。

たとえば音楽のみが優れていた幼児よりも、多少こうした面では劣つても一個の人間としてその個人の含む全能力が、幼児相應に個人的にも社會的にもすなおに充分伸ばされて、圓満な人格をもつて成長した幼児を望ましい教育の成果と考えようとするものである。

## (二) 個別化、社會化——教育の方針技術

### 1. 個別化

人の個性は十人十色といわれるよう、それぞれのその能力も興味も経験も態度も異つてゐるものであるが、舊い教育の方法ではその幼児の能力差を認めないで一律に同一方向に同量をもつて指導することが、各幼児に對する平等であると考えた。その結果各幼児の能力や経験の相違から教師が豫期した効果を示さない幼児があつた場合(その幼児自身としては教師の指導の結果を十二分に發揮しているのであるが)教師は幼児自身にその罪を負はしたのであるが、新しい教育ではこの異つてゐる一人一人の能力や性格の中に、その人のもつて、發達させる、すなはち幼児の能力差を十分認めてその幼児の能力や経験や興味に應じた方向と量とをもつて指導する個性に應する教育が、「ひとしくその能力に應する教育」(教育基本法、第三條、憲法第二十六條)——個性の尊重——として教育の方法上とりあげられた。いかえると個別化は個々の幼児の能力に即して教育の機會が均等に與えられるよう努めを拂うことを求めてゐるといえる。憲法によつてすべて國民は……その能力に應じてひとしく教育を受ける權利を有する。(第二十六條)の機會均等も單に學校種別の均等ばかりではなく、個人の日々の指導についてもひとしくその個人の能力に應する教育を受ける權利を有するという意味であつて、選ばれた教師は少くとも能力に應じた教育——幼児一人一

人の個性を尊重し、その特質を見落さずによく指導——をすることが、つまり各幼児についてその個人差を認めてそれを十分生かす指導をする義務があるといえる。

## 2 社會化

次に考えなければならないことは、社會性——ということである。「人は社會を通してのみ人となる。」とナトルブもいつていふとおり、現在の社會では幼少の時でも社會的交渉を断つて成長することは絶対にできない。ことに幼稚園における幼兒教育の出發點であるところの生活それ自體がすでに社會的性格を持つてゐるものであり、社會への適應のないところに幼兒個人としての眞の幸福はあり得ないと考えられる。さらに教育の目標、内容、方法の規定を考えてみても、現實の社會の制約を大いに受けていることがわかる。以上のことから考えてみても個人をして、社會の形成者として、豊富な社會的経験——社會性——を持たせることは重要な教育の一面向である。

とは忘れてはならないことである。

要するに、新しい教育の求めているものは、理念的には個人としての尊嚴、とその價値を認めることを基礎として、その立場を個人的、社會的に完成させること、無限の可能性を、その方法的には個別化、社會化を一體として成功させようとするこことである。

## 二 指導の必要性

幼兒の心身はきわめて未成熟であるが、おののそれみずからむかうところにしたがつて大きさや方向や程度にこそ差異はあるが十分個性を發揮して自らも安定と幸福を求めるよと常に努力し發展している。他方幼兒の生活している現實の社會それ自體も安定と幸福を求めて刻々と發展している有機體であるから、そこにはえず何等かの要求を伴つてくる。これがため幼兒の生活の中には、常に幼兒それ自體の完成のための要求ばかりでなく社會それ自體の發展のための要求も、分化した現實の社會においては相當強く影響するものがある。それゆえ幼兒の個人的な要求や方向はいろいろな面でこの社會的制限を受けるようになづて、幼兒はその範圍内で自からの安定と幸福とを求めるなければならぬとゆうことになる。ここにおいて幼兒も成長發展して行く際に社會の或る程度の制限を受けて、これに適應してゆくとゆう効果をかかる成長発達の中に考えなければならないことになる。しか

し未熟な幼児が自からの必要や要求を、或る限られた生活の場の行動で充たしてゆこうとすること、つまり制限を受けた現実の生活環境の中で、個人的な動機にもとづく必要や要求も社會的な必要にもとづく要求もともに充たしてゆこうとすることは、幼児が極めて未成熟であるとゆうことだけから考

えても、常になんの障害もなく滑らかに行動ができるよい経験が得られるとはどおしても考えられないであろう。ここに當然不適應の行動が何等かの形であらわれて来るだらうことは豫想できる。しかしその不適應の行動は幼児の成長発達から考えて、決して正常な発達を助長するものではなく、また社會の安定と幸福とを増進するとゆうことから考えてもこれを

速やかに排除する必要のある行動であるから、教師はこれらのことについても個々の幼児に對して指導をする必要がある。すなわち幼児が必要としまつたは要求するものが達せられないで苦しんでいるとき、どのように克服させあるいは處理させてその必要と要求とを満たすか、あるいは障害となつてゐるものとのよに防止して適應した行動をとらせるかが問題となつてくるとき、教師は速やかに幼児にとつて望ましい要求は満足させ、望ましくない要求はこれを匡正し、障害となる要求は直ちに除去して、社會に正しく適應したしかも幼児の必要や要求が十分に満たされるような細心の注意を拂つた指導が必要となつてくる。しかもそれは決して教師の一時的な思いつきではなく、幼児の全體的な発達に對してよく計画された繼續的な身をもつてする指導でなければならぬ

こと。ここに始めて眞の指導の必要性も生まれてくるのである。

### 三 指導の意味とその目的

#### 1 指導の意味

指導とは、文字通り解釋すれば各人が進むべき道を見出すことを助けることであり、その求める目標に到達できるよう助け導くことである。また指導は幼児自身が生活の自然の姿を知り或いは理解するような多種多様な機會を與えることである。

いまここに一人の幼児が郵便局に葉書を入れに行こうとして道に迷つている場合、郵便局までの道順を、口頭或いは圖で教えただけでは指導したといふことにはならない。これは單に指示しただけである。なぜなれば幼児が歩んで行く途中必らず第二、第三の交叉等に出逢い、選擇の必要が生じて困惑するかも知れない。この場合指導とは、幼児が郵便局に到達して目的を達するまでかけになり日なたになつて共について行き、途中選擇の必要が生じて困惑している場合には正しい選擇ができるようにして、また理解させて今後このような場合の困難に對して幼児自からこれを解決できるようにして、郵便局（その目的である）に到達して葉書を入れることができるようになることである。また幼児が途中で葉書を入れることを忘れたり、怠つて遊んでしまうような場合すなわち目

的に對して不適應の行動をおこした場合に、正しく導いて目的を達成させるように努力することも指導の大大きな役割である。

ここで考えなければならないことは、指導は一面大きな前提をもとにしているということである。さきの例でいえば幼児に郵便局に葉書を入れにゆこうとする意識的努力があるとゆうことである。いいかれば幼児自からが目的地の郵便局まで歩いていつて目的を達することができる可能性があるということである。このような前提（可能性）がなかつたなら指導は生まれてこない。幼児が歩いてゆけるが途中迷うかも知れない。とゆうときに、始めて指導の必要も生まれてくるのであり、幼児が目的をもつて（或る場合には幼児は直接目的を意識していないでおこなうときがあるかもしれない）おとなおうとするときに、選擇に對する迷いも理解に對する苦しみも適應に對する困難も、生まれてきて指導の必要が感ぜられるのである。

これから考えると幼児における指導は、幼児の希望と必要なうち幼児の興味と能力とを前提とする必要があるとゆうことができる。よこ道であるがこれをカリキュラムについてゆうと、その計畫が形式的にいかに充實されていようとも、一日の計畫がいかに優秀にたてられていいようと、幼児自からの希望や必要に合致しなかつたりあるいは幼児がその教材を消化吸收できなかつたりして、かえつてその成長発達を阻害するようなものであつたなら——單に教師の自己とうすい的

な計畫であつたなら——その計畫は幼児にとつては指導計畫ではなく、死導計畫になることに注意しなければならない。よい指導は、あくまで幼児自からがよりよく自己の興味と適性能力等を知つて——教師がその可能性を發見して——それが最大限まで發揮できるように助力する活動である。いいかえると、各幼児がその生活の中で内からの興味や要求にしたがつて活動して、障害に逢着して困惑しているときに、正しい選擇や理解の方法を與え、またその方向をあやまつていふときには、正しい方向をみいださせて、幼児各々の全能力を餘すところなく最大限まで發揮できるように援助を與えてやる活動である。  
つまり指導とは、人間、發達の、全分野、に關して、個人をして、社會に適合させる一方、個人を社會的環境に適應して自己、最大の發達を圖らせるように意圖して、幼稚園なり教師なりが、一定の計畫の下に繼續的組織的に努力する實際活動の姿であるといえる。

## 2 指導の目的

指導の目的は、最初は個々のさまざまな不適應の現象に對して、その矯正と治療とを實施するものとしてであつたが、今日では單に個人の問題や、生活に關連して發生する不適應の問題の、解決への適切な助力を與えるとゆう技術的な範圍にとどまらずに、さらに積極的に個人の必要並びに希望と調和して、將來明るい生活を建設することができるような適應性をつくり、かつ個人及び環境に對しても不適應の現象をお

こさないようにして活動までもふくんできている。幼児についても各幼児をしてその幼児なりに、そのもつ能力と興味の方向を理解させて、生活目標や人生目的と関連させながらこれらを充分に発達させ、社會に適應した好ましい人格者として自己指示をおこなうことのできる状態にまで達しさせることができるようになることを目指すようになつた。しかもその活動の本源はあくまでも幼児自身の中におき、教師は幼児が自から力によつて自からを発達させてゆく力を、その成長の法則と可能性の中から把握してただそれを啓発してやるに止まるべきである、とされるようになつた。しかし幼児がきわめて未發達未成熟である點から考へると、この目的達成のためには、教師の指導の到達點の確實な把握と機に應じた實際の指導とが、幼児自體の意識的努力と相俟つて常に必要であることが感ぜられる。すなわち教師は指導の到達點を確認しながら、幼児自體が意識的にその方向を發見し、その方向に自からの力を信じて自からを歩ませてゆくような不克的生活態度をとるように、實際指導において氣長に導いてゆくようにしなければ指導の目的は達成できないおそれがある。

であるからといつて幼児の内からの要求をも興味の有無をも考へず、たんに教師の主觀や自己満足のために指導の項目を選んで、むりに指導したりまたは幼児に代つて問題を解決してやるとうなことでは決して指導の目的を達したとはいえない。指導の目的はあくまで幼児が内からの要求に

(十八頁より)  
むすび（心理と歴史）

私たちは、幼児の教育にあたつて、幼児の心理を研究する許りでなく、大人の経験をも集めて、一貫した世界觀のもとに、社會の動きをとらえ、私たちの態度を「自由」と「しつけ」の何れかに固定することなく、或る時は「自由」を、或る時は「しつけ」を重じながら、教育の政界をあげていくべきなのである。

したがつて何等かの行動を行なおうとするとき、それぞれその幼児の特質や發達段階や要求の多寡を考えてその目的なり方針なりが個人的にも社會的にも適正であるかを見究めて、できうる限りその要求が正しく充たされるように助言し援助してやることであるからである。（以下次號）

# 幼兒時代

—自由としつけ—

澁谷鶯谷さくら幼稚園

松村康平



## 問題

前號では、「自由」に加擔する立場が「權威」を擁護する立場と入れ替つたり、「しつけ」に加擔していると、いつの間にか「自由」を擁護する立場に移つていくような場合を述べた。しかし、私たちが、「自由」と「しつけ」の何れを重んじたらよいのか、何を據り所にして、私たちの態度をきめたらばよいのか、それについては未だ觸れずにおいた。それ故、これから、それについて、述べることにする。

## 一

### 「しつけ」への疑惑

私がまだ五歳の頃でした。夏の夕方。家の中に兩親の姿は見えませんでした。

私と姉は、何から思ひついたのか、相談して、お菓子の空箱の中に、せつせと積木をつめました。お隣の家へそれを贈ろうと思つたのです。

一人ともひどく心がはずんで、嬉しく、積み木をつめ終えると、その箱をかかえ、ほかのことは何も考えずに、黙つて家を抜け出ました。  
ところが、歸つてみると、家中戸が閉つて、どこからも中へはいれません。私は妹と、大聲で泣きながら、まわりをかけ廻りました。そして、ようやく中へいれでもらえましたが、それから、妹と二人、その當時もつとも恐しかつたこと——父の前にキチンと坐らされて叱られたのを、覚えていま

それ以来、二人とも二度と「同じこと」を繰り返しません

でした。その時印象に残つたのは、「無やみに物を人に與えてはいけない」ということでした。多分父は、「黙つて家を出ては悪いこと」を知らせようとしたのでしよう。けれど私たちが家を抜け出した時には「人に物を贈りたい氣持」で一ぱいだつたので、叱られた時、ただ、物を贈つたことばかりが目の前にひろがり、家を抜け出したことに對して、「悪いことをした」という氣持は、殆ど起りませんでした。私たちはその後も「黙つて家を抜け出して何處かへ行つたこと」が、二三度あつたと、記憶しています(西)。

この「想い出」を読んで、私は戦慄を覺えた。

親たちは、外出から歸つて、子供たちのいないのを知り、びっくりした。そして、このような處置をとつた。親たちは、子供たちが二度と黙つて家を出ることのないよう、しつけようとした。けれども、子供たちは叱られて、「人に物を與えてはいけない」と思つた。恐ろしい「食い違ひ」である。

「想い出」の中には、それから後も、二三度、黙つて家を抜け出したことがあると、書かれているが、その都度親たちが若し見つけていたら、あれだけ叱つたのにききいれない。強情な子供だと思つたに違いない。子供との「食い違ひ」は、もうして益々大きくなつていつたことであろう。

このような例は、「しつけ」への疑惑を深める。

### III

#### 「自由」への疑惑

或る日、川邊で、トカゲの尾を知らないで踏みつけてしましました。その尾はぶつつりと、踏みつけたとこから切れてしましました。一しょに遊んでいたお友だちが、「トカゲは神様のお使いだから、しつぽを切つたら、神様が怒つてバツを與える」というようなことを言いました。その言葉がその時、非常に気がかりになつて、母にも言えず、ひとり心配したことを見ています(藤)。

この子がどうして母に言えなかつたか。母親の態度に缺陷があつたためか。いろいろ問題になるが、ここでは、子供たち同志の世界があり、子供たち同志にまかせ切つていると、好ましくない結果をもたらすことのある、その例としてみていい。

五歳の時、幼稚園からの歸り道、必ず同じ場所に、いじめっ子がいたことは、今でも忘れられない。

幼稚園から家へ歸るまでに横切るあの空地には、またあのいじめっ子がいるなと思い、おそるおそる行くと、必ず五六人が、何處からともなく現われて、「何處へ行くンだ」「なまいか」と、寄つてくる。それがいやで、ただそれだけの理由で、幼稚園へ行くのをいやだといつて休んだことが、多かつた。

今でも、その空地を通ると、子供時代のことが想い出され

ハッとし、あたりに又あのいたずら子がいないかと、恐怖をおぼえ、いやな感じになる(西垣)。

この二つの例は、何れも、子供たちの世界で起る出来事を子供たちだけにはまかせておけない氣持にする。子供たちが大人と子供との世界だけに生きているのなら、「しつけ」を強いて、子供の思う存分、氣の向く儘に振舞わせたくも思えるが、子供たちは、子供たち同志の世界にもいて、育つていく。

或る日、自動車の繪をかきました。私は四五人のお友だちと、同じような自動車をかきました。

お友だちの中で、一人、とても繪のお上手な方がいて、一番ほめられました。その時はほめられたのはその方一人でしたので、「お家の方に手傳つて頂いたンでしょう」と言つて、みんなでいじめてしましました。そうしたら、その次の繪のときには、その人はいなくなつてしましました。幼ないながらも人間は誰でも、ねたみ心を多く持つてゐる。そのことを想うと、恐ろしく感じられます(長)。

ホーマー・レインは、アメリカの或る都市で、少年たちのための市設運動場が設けられたとき、その指導を頼まれた。そこでは財政が豊かで、入会費にもこと缺かなかつたため、各運動場に監督者をおくことが出来た。レインもその一員となつて、指導に當つたのであつた。ところが、他の都市では

その餘裕がなかつたので、監督者をおかなかつた。けれども年少者の犯罪は、監督者をおいた都市で反つて増加したと、レイン自身が述べている。

監督者のいない運動場で行われた子供たちの遊びは、巡回對惡漢、教師對腕白小僧などに分れて、惡漢や腕白小僧が、勇敢に振舞い、權威の代表者である巡回や教師を敗走させるようなものであつたという。これを例にひいて、レインは大人による抑壓が子供たちの成長をゆがめると述べ、子供たちは毎日なん時間か大人の權威から全く離れ、仲間と一緒にむちやくちやをすることを許されねばならないと説く。

これは、レインが、自己主張の強い七歳から十一歳ぐらいまでの子供について、特に強調するところであるが、私たちも、この所説に傾聴し、レインの根本にある思想を理解することに努むべきである。けれど、ただ私は、ここでも、子供たち同志にまかせ切つて果してよいものか、先に述べたような疑問を抱く。例えば、レインの引いてる運動場での遊びで、いつも、巡回や教師になるものと、惡漢や腕白小僧になるものとが、きまつていはしなかつたか。子供たちの或る者には、それが自由に振舞える遊びであつても、その中の或る者には、それがいつも抑壓として働きはしなかつたろうか。

私たちのとるべき態度

私たちは、これ迄述べたことをもとにして、私たちのとるべき態度を決定しよう。

## 子供への信頼

### 五

私たちちは、子供を信頼すべきである。

子供たちが、きまりを破つたり、言いつけをきかなかつた場合にも、叱ることより先に、一度たずねる餘裕をもとう。

三ツになる子供が、臺所から上つた隣の奥さんの下駄をもつて、臺所口から出でていく。そこで「いけません」と言えば下駄をおいたことだらう。けれど、その子の母親は、「いけません」と言わなかつた。隣の奥さんとの話に忙しかつたせいかも知れないが、子供は、その下駄をもつて玄関にまわりキチンと揃えて置いたではないか。

## 話せば分るという態度の徹底

子供たちの行いについて疑問を抱いたら、子供たちにきこう。きいても答えられない場合には、それ以後の行動をよくみて、出来るだけ理解しよう。叱つたり、さとしたりするのより、子供たちを理解することが、先立たなければならぬ。

言ひきかせる際には、話せば分るという態度を、絶えず持つ續けよう。この態度が、道理とか「まこと」とか、誰にでも通じる道のあることを、子供たちに知らせてくる。

幼児・児童・青年のそれぞれの時代に多かれ少なかれみられる反抗の時期には、言ひきかせて、それをきかない場合がしばしばあるかも知れないが、その場合に、どうしてもき

かせようとするのがよいかどうか。なかなかむずかしい問題であるが、この時期には、強く叱つてきかせようとするよりも、私たちの主張が道理にかなつた正しいものであることをはつきりと述べる。子供たちは、こちらの言う通りその場で振舞わないかも知れないが、反抗期を過ぎると、その正しさを知るようにならう。

## 権威の放棄

私たちちは、いつも、道理にかなつた正しい主張をしていくべきである。けれど、私たちには「完全」ではない。昨日も今日も過ちを犯した。その同じ過ちを明日にまた犯すかも知れない。子供たちに今日、いけないとたしなめる行爲を、私たち自身が明日はしているかも知れない。もとより、このようなことのないよう、私たちには努力すべきであるがどのように努力しようと、私たち人間の「不完全」は蔽うべくもない。これを知つていながら、私たちはどうして自分自身に権威を認めることが出来ようか。

私たちには、不當な権威を放棄しよう。そうして、子供たちと一しょに、前進しよう。私たちが子供たちより多くの経験をもつてゐる故に、それを語ることがあつても、それは、権威を放棄した態度で語られるのでなければならない。この態度で語り、子供たちに臨むならば、子供たちとの親しさをまし、相互理解も深まつていく。

### 六

## 問題

私たちとは、るべき態度につき、その主なものを見て來た。ここでは、「自由」と「しつけ」の何れを重んじるか、何を據り所にして、私たちの態度をきめればよいのか、この問題を正面から取りあげて、これまでに觸れなかつたことを述べ、この稿を終えたいと思う。

### 社会が決定する

「自由」と「しつけ」の何れを重んずべきかは、そのことの問題にされている「社会」によつて決定される。

私たちは、「自由」と「しつけ」の何れに加擔しても、深く考えれば、その何れか一方のみに加擔し得ないことを、既にみて來た。「自由」側の代表者としては、よくレインがあげられるけれどレインの主張の中にも「しつけ」を汲みとることは出来る。

どのような主張もどのような態度も、それをもつて人に臨むとき、一つの「わく」として働くであろう。この「わく」は人々に意識されるとは限らない。自由の極端な主張者が、すべての「わく」をはずそうとする。まわりの人たちにも、その人が「わく」の破壊者と、みえる。けれどその人がその主張に熱心な餘り押し出してくる態度は、息まる程に強い「わく」の性質をもつてゐたりする。

一方に、「自由」があり、一方に「しつけ」があつて、その何れかに加擔しなければならないではなく、私たちの生きている社会がどうであるか、私たちが、「社会」をどのよ

うに考えるか、それが根本となつて、私たちの態度はきまつてくる。

四十歳を超えた人々の中に若しも昔なりの社会を考え、その「わく」にはめようと思ひたものの多いことが分つたなら、その時こそ私たちは、その「わく」を破るために、高く「自由」をとなえよう。若しまた、二十歳前後の人たちが、アプローチの波におされて、刹那的な傾向に走り、保母や教諭として、しまりのない育て方をしているのだつたら、社会の進むべき方向を知らせて、それにはずれない「しつけ」力をどのように、主張すべきであろう。

### 世界觀によつてきまる

現在の社会がどうであるか、それによつて「自由」と「しつけ」のどちらを強調するかがきまる。終戦後の我が國において、これまで權威のあつたものを打破しようとする傾向が擴まり、従つて、「自由」が強調されたのは、うなずけるところであるが、更に考へるならば、現在の「社会」をどうみるか、將來の「社会」をどうみるか、そのあるべき理想の社會をどうに考へて見るか、それによつて、「自由」と「しつけ」の何れかが重じられるのである。従つて、その何れを重じるかは、世界觀によつてきまるのである。

コミュニニストにはコミュニニストの立場がある。キリスト者にはキリスト者の立場がある。それぞの立場からみられた「社会」は、それぞれ異なる意味をもち、「自由」の解釋も、「しつけ」の仕方も、違つてくる。世界觀をききただす

ことなしに、「自由」を語り、「しつけ」を取り扱うのは、出發點においてあやまつているといえよう。私たちは、先ず以て、自分たちのるべき立場を定むべきである。

## 七

### 問題

私たちは、「自由」と「しつけ」の何れを重んすべきかが、「社會」によつて決定されること、世界觀によつてきまることを、みて來た。けれどその何れの立場にとつても共通で必要な資料がある。それをどのように扱うかは、立場によつて異なるにしても、そのような立場から離れて集められるべき資料がある。それは、つまり、科學的な研究によつて集められ、それが取り扱われ方をも規定し得るような「事實」である。そのような「事實」を土臺にして、それぞれの立場から「自由」や「しつけ」が語られるべきなのである。それではそのような事實とはどういうものか。それを私たちはどこから得でくるのか。

### 子供の心理

別にむずかしいことではない。私たちが絶えずきかされているように、子供の心理が土臺である。科學的な研究によつて得られる子供に關してのいろいろな事實が土臺になる。私たちには、「子供」を知らなければならない。一人の子供だけでなく、子供の社會を知る必要がある。

### 大人の經驗

長い間、大人たちは大人の考え方で「子供」を解釋し、子供に合わない導き方をしてきた。これではいけない。子供を先ず知らなければならぬ。このことがそれで強く主張されるようになつたのだが、これも既に日が經ち、今では私たちの常識になつてゐる。もとより、これからも、子供たちをよりよく知ろうとする努力は續けるべきである。けれど、非難されてきた大人たちも、もとは子供であつた。子供の頃を殆ど忘れてしまつた人たちにも、子供の頃の想い出は幾つかある。そして、その中には、私たちにとつて極めて有益な事實も含まれてゐる。

私たちが、「自由」か「しつけ」かの問題を云々するのも子供たちがどのように育つていくか、子供たちが將來の社會で優れた働きをする。これを望んでのことであり、現在の教育が將來立派な實を結ぶように、期待してのことである。現在の教育がよかつたか悪かつたか、それは歴史の決定をまたなければならない。

大人の經驗もまた、子供の心理とともに尊重されなければならぬわけは、ここにある。現在の大人が、どのような教育をうけて來たのか。どのような教育が、今日一人一人の大人に、よい効果をもたらしたのか、このことを知らねばならない。それがためには、大人の體験談を聞く。人々の生活歴をたずねる。そして、現在のその人の社會における働きと、つき合わせてみる。傳記を調べる必要も起つてくる。

# 幼稚園、保育所におけるケース・ワーク (III)

立教大學教授 森

脇

要



ケース、ワークといふ技術が心理的缺陷或は疾患の治療の方法として發展して來た理由は心理的疾患といふものは醫學的疾患に較べて非常な特殊性を持つてゐるといふ點にある。醫學的疾患に於ては、その原因が、環境にも關係があるとしても主として本人の身體的狀態にある。それ故、本人をその環境から隔離し、入院させて、その疾患を治療すれば、本人が前の環境に歸つても、この前の環境に復歸した事自體の爲めに再び同じ疾患が起る事はない。かりにあるとしても非常に少ない。それ故に、病人をその環境から隔離して治療する事が可能である。然るに心理的缺陷に於ては事情は異なる。一體心理的疾患は、人間がその環境にうまく適應出来ない事から起きた。或は環境に適應出来ない事自體が疾患なのである。それ故今彼が置かれてゐる環境を離れては治療の方法は考えられない。假りにその患者をその環境から隔離して、新しい好ましい環境に置く事により、その疾患が治療したとしても、もとの環境に入ればやはりその環境に對しては適應出

來ない事は同じである。いや多くの場合に於ては、この環境からの隔離といふ事も困難である場合が多い。身體はその環境から離れても心はなかなか離れられるものではない。それ故に心理的疾患の治療の爲には、どうしてもその本人の置かれた環境に於て、その正しい適應の方法を見出させるといふ方法をとらねばならぬ。その環境を矯正したり、本人の態度を改めたりして、何としても本人と環境との新しい調整を作らねばならぬ。本人の環境に對する新しい適應の方法を考えてやらねばならぬ。かくの如くその本人の置かれてゐる環境に於ける治療の方法が考へ出されねばならぬ。こゝに醫學的疾患に較べて心理的疾患の治療の困難性の一の原因があるのである。この爲にケイス、ワーカーといふ一つの職能と技術が生れる所以がある。それ故ケイス、ワーカーの仕方は、その本へのよつてつくられた環境に對して心理的にうまく適應する方法を與えてやる事である。その爲には環境を分析し、本人の心理を考へる事によりそこに新しい適應の方法の發見

或は發明が生じなければならぬ。かゝる新しい環境適應の方法の發見或は發明こそをケイス、ワーカーの仕事でなければならぬ。

私は前號に於て、かゝる仕事を遂行する爲のケイス、ワーカーの一つの技術として、ケイスワーカーが患者の感情にいたづらに同調してはならない所以をといたのであるが、尙この點について一、二考へられる點をのべたいと思ふ。

ケイス、ワーカーは問題の中⼼が何かをよく考え、その中⼼點をはずしてケイス、ワーカーを擴げてはならぬ。この事はケイス、ワーカー一般に通する事ではあるが、幼稚園、保育所のケイスワーカーにとつては特に大切である。幼稚園や保育所のケイス、ワーカーは、子供の保護教育にその中心點がおかれ、その事を中心にケイス、ワーカーを行ふべきであつて假令その家族の中にケイス、ワーカーの對象になる事があつても、子供に直接に深い關係のない事は、よしその事がケイスワーカーとしてはどんなに興味深い事であつても、そのケイスワーカーの範圍を拡げてはならぬ、ケイス、ワーカーを受ける側の直接の關心事でない事に深入りすると、その家族は、そのケイス、ワーカーに興味と關心を失い、彼から離れてしまう事になる。例へば保育所に長く缺席してゐる子供がいるとする。家庭訪問してどうして缺席してゐるのかと思ふと、それは經濟的理由である事を發見する。その場合にケイス、ワーカーとして爲すべき事はどうすればこの子供を再び保育所に

あげる事が出來るかといふ事が中心問題で、その爲には児童委員に連絡するなり、村役場、町役場或は區役所に連絡するなりして處置兒童としての取扱いを受ける方法を教え、又薦めるべきであつて、假令その兩親間に心理的な問題があり、それの解決がケイス、ワーカーとしてどれ程面白い問題があつても、そこまで手を擴げることは好ましくない。あまり子供の保育所の缺席に關係のない事をつき逃んで聞きたゞすと母親なり、父親なりは、このケイス、ワーカーを面倒くさがるであらう。そして、このケイス、ワーカーと接觸する事を嫌がり、ひいては子供を再びこの保育所に出す事にすら關心を示さなくなるであらう。彼等の中心問題は子供を再び保育所に上げるのにはどうすればよいかといふ事であるからである。

ケイス、ワーカーは一應は患者や依頼人の氣持、立場、主張に同調しなければならない。はつきりした證據があつて、患者の氣持や立場や主張が間違つてゐるといふ事がわかるまでは、ケイス、ワーカーにとつて大切な事は相手に心を開かせ、充分その意見をのべさせる事にある。その爲には心安い氣持でケイス、ワーカーに應待させる事が大切である。ケイス、ワーカーが始めから患者や依頼人の云い分が間違つてゐると決めてかゝつては、彼等はケイス、ワーカーに話すことには興味を失つてしまふであらう。ケイス、ワーカーに興味を失はせてしまつてはケイス、ワーカーを行う事は出來ない。彼の立場に立ち、彼の主張を充分聞いた上で、徐々にそれに對

するケイスワーカーの批判をのべ、彼等の誤りを改めて行くべきである。例へば幼稚園や保育所で盗癖の疑いのある子供がゐるとする。ケイス、ワーカーはこの子供の矯正の爲に家庭の協力を求めに出かける。母親は、うちの子供に限つて決してそんな事はしないと主張するかも知れぬ。この主張は、母親が子供の盗癖については全然知らぬ爲に、かゝる主張が爲される事もあらうし、或はこんな事を肯定しては家の名譽に關すると考えて否定してゐるかも知れぬ。どちらの場合でもケイス、ワーカーが、この母親の主張を否定して、その子供が如何に盗癖のある子供であるかを真正面から證明してかゝつては相手を怒らせるに終つてしまふであらう。相手の云い分を充分よく聞いた上で徐々にかゝる行爲は、どんなよい家庭にもおこり易いこと、早期に心がけるならば、癒り易い事、その爲には母親の責任の大切な事等いろいろ——と話して母親に安心を與へつゝ問題の本質に入つて行く事が大切である。或はよし盗癖の事實を肯定した場合にも、その原因は近所の悪友の影響であると主張した。母親自體の金錢の仕末の悪い點や、子供に對する注意の不足等自分の責任の點は否定するかも知れない。かかる場合に、母親自體に責任があると決めつけたのではケイス、ワーカーにならない。彼女に同調して充分彼女に語らせてから徐々にケイス、ワーカーの考へものべて行くべきである。決してあせつてはならぬ。には相手の云ひ分だけ聞いてその日はそのまま歸る程の餘裕ある心持が大切である。

又ケイス、ワーカーは時には客観的な困難をとりのぞく事によつて、心理的な問題に迫る事が出來る場合もある。例えば幼稚園や保育所に來てゐる子供が段々暗くなり元氣がなくなり、いらいらして來たとする。この場合ケイス、ワーカーはその家庭に行つて一言二言話しその家の様子を觀察して、これは病人が出來て經濟的に逼迫したために家庭不和が多くその爲に家中がたのしく又暗くなつたのだと見てとつた場合、出來れば生活保護や醫療保護等の手段を先づとつて、親を一先ず安心させ、徐々に、兩親の不和がどんなに子供に悪い影響を與えるかを話す方がはるかに効果的である。大きな經濟的困難を背負つてゐる時に、只兩親の親和をといてもおそらくあまり大きな効果はないであらう。

# 幼稚園小學校研究集會參加報告

先月號記錄欄で御知らせしたように、去六月十二日から十七日まで、千葉縣市川市貞間小學校で幼稚園小學校研究集會が行われた。研究集會を幼稚園が行つたことは最初のことで、その成果は各方面から注目されてゐるところである。茲に集録するものは、これに参加した東京公立幼稚園代表の感想・參觀のレポートである。本號は小山田氏の分を掲げた、來月號には山村きよ氏（西櫻幼稚園）徳久孝氏（番町幼稚園）のものされたものを掲げる。（編集部）

## 1 ワークショッピングに參加して

（東京公立幼稚園代表  
港區立南山幼稚園）

### 小山田幾子

私達は緊張の中に終つた一週間のワーキングショッピングをふり返つて、その感想。幼稚園にも案内はあつたと思うが、参加をまとめて見た。あまり刺戟の多かつたなさらなかつた）



た一週間の感激は紙面の少い爲に充分まとめ得ず、きれぎれなものではあるが、参加した一同の氣持ちは皆同じで、是非共保育關係者の皆様にお傳えしたいと云ふことだつた。

東京班は四十一名でそのうち幼稚園は公立三、お茶の水大學一、竹早學藝

大學生一、の僅か五名であつた。（私立一ヶシヨツプをふり返つて、その感想。幼稚園にも案内はあつたと思うが、参加をまとめて見た。あまり刺戟の多かつたなさらなかつた）

まづ第一に嬉しかつたのは市川驛に立つていた大きな立看板に「小學校、幼稚園研究集會」と書かれてあり、それが以後會場、その他印刷物等にすべて

行かなければならぬと痛感した。と同時に私達はこの機會を利用して大いに勉強し、幼稚園教育發展の爲に私達の持つ力をぐんぐんのばして

了。三月末に研究會の實施校と指定された眞間小學校兒童の「禮儀正しい模範」

には驚いた。行きに歸りに研究集會會員と顔を合せると自然に出る言葉は

「おはようございます」「さよなら」のあいさつで實に氣持よくなごやかに私共の耳にひびいた。



PTAのお母様達が毎日五十名近くもお接待に見えられて、かゆいところに手の届くような行き届いた協力ぶりに感心した。

毎朝きまつて一時間は千葉大學の先生方に講義を聞く事になつていて。

ガイドダンスについて

社会化と個性化について

教育者の課題について

學習活動について

評定法について

以上のような題目で久し振りに學生々

活にかえつたような氣持で面白くきいた。ことに一週間の間に時々はさまれたCIEの諸先生方のお話は、日頃認定講習で頭をなやましている私共にはほんとにらくな氣持ちで聞くことが出来てその具體化された内容には一々う

なづけるものがあつた。

各縣からの代表者の集りであるだけ

に毎日の日程が實に氣持ちよく運んだ

二三の人をのぞいては一分のくるいも

なく時間通りに進行して盛澤山の一日

のプログラムが次々と順序よく運び、

追立てられるような時もあつたが、皆

が揃つて無駄のない有効な時間を持つ事が出來たのは、何といつても愉快な

ことであつた。



毎日の感想を必ず翌日出席捺印と同

時に受付を提出することは日々の緊張

を増していた。しかしそれがかえつて

一同の集合時間を正確にし研究態度を

熱心にさせたのかも知れない。最後の

評價の問題も案外らくな氣持で終つて

ほつとした、最後の日各班別研究の研

究発表は、ドラマティックといふじ

I E のサザンショーンによつて大變面白

くそれべく工夫された一場面によく研

究の成果が盛られていた。幼稚園班か

らは山村先生が選ばれて、眞間小學校

一年生を幼兒として、集團の中で行ふ

様の場と昨日えの興味を持つて歸宅す

る場をお目にかけて後班別研究の決定

線を話してその最後の言葉を「……

：生れおちてようやく三歳になつた幼

稚園です、おじやあまで御座いましょ

うがどうぞ手をひいて歩いて下さい」

と結んだので、笑いの内に幼稚園に對

する認識もされた様で、散會後行き交

ふ小學校の先生方から「幼稚園をかわ

いがりましょ／＼」といわれたのも

嬉しいことの一つであつた。



CIEの先生方の講演の中では是非共

皆様におつたえしたいことは次のこと

である。

◎よい授業はよい教師から

という題目のもとに「よい教師の條

件」として次のこと話をされた。

1 先生は教えようとする子供に誠意

ある關心をもつていなければならぬ

じ。

2 先生は適當に聰明でなければならぬ。（どれだけといふ事は云えな

いが1-Q-1-O—1-C-O）

3 先生は専門的な學者でなければならぬ。

4 先生は先生になるための専門的な訓練を身につけていなければならぬ。

5 いつも勉強して自分を向上させていかなければならぬ。（學校で修得した上に進歩をつづけて行く）

6 先生は他の人との間が圓満にいく人でなければならない。

7 教える生徒の弱點と缺點を發見して是正する方法をとる。

8 よい教室の環境をつくり助ける、（環境の中には教具、教材、先生の人となりが含まれる）

9 感情的な安定感がなければいけない、（批評によつて感情を亂さず自分的地位に自信を持つてゐる人でなければいけない）

10 民主主義の原則をいいと思つて實行していかなければならぬ。（學習活動を計畫していく時に教師一人でなく子供と一緒に計畫していく）

11 指導者であるがいつも子供と一緒に

にいる事を忘れてはならない。



でもこうでなければならぬといふのではない。私達に出来ることは大いに実行しなければならない。

新しい日本に於ける新しい教育を立派にやつて行ける教師は以上のような

教師である。しかし全面的に何でも彼

れて會員一同の胸にこたえるものがあつた。

### 幼稚園小學校研究集會について

幼稚園が小學校を知り、小學校が幼稚園を知ることの必要は、今更、必要という必要のないほど當然のことである。當然といふ以上に、教育上の自然である。しかるに、それが必ずしも充分に行われていらない。少くそいう公的な様會が設けられていなかつた。甚だ、不當然であり、不自然なことである。



今度、文部省と各都道府縣とによつて、幼稚園小學校研究集會が行われるに至つたことは、このため最もよろこびあつことである。よつて、その參加報告をこゝに掲載するが、あらゆる機會において、こういうことの廣く行わることを希望にたえない。小學校を離れて幼稚園はない。幼稚園を離れて小學校はない——といふことが、しつかりした通念になるまでに、互の理解が成立されなくてはならない。

(本誌記者)

## 「幼稚園教育」

### ——教育大體講座第九卷——

幼児教育に對する體系的な書物は戰後まだ出版されていないといつていゝである。文部省で編さんした保育要領が唯一のものである。幼児教育の重要性が唱えられているのに體系的な幼児教育の書が出ていないのは何といつても殘念なことで、あつたが、この度教育大學講座

の第九卷として『幼稚園教

育』が刊行されたことは幼

ある。

この書は四つの論稿を含んでいる。小川正通氏の『幼稚園教育論』梅根悟氏の『幼稚園のカリキュラム』田中熊次郎氏の『幼稚園の運営』石上秀雄氏の『遊戯と構成活動』の四編である。

小川氏の幼稚園教育論は、幼稚園教育の重要性、幼児観の進展と幼児教育、家庭幼稚園教育の本質、幼稚園教員の現職教育の各章から成り、現在における幼稚園教育の概

觀と方向つけとが充分に與えられている。

梅根氏の『幼稚園のカリキュラム』には

幼稚園カリキュラムの現状、幼稚園カリキュラムの内容、幼稚園カリキュラムの構造の三章が設けられているが、保育要領の檢討からはじまり、現在我が國の幼稚園に用いられているカリキュラムの分析が丹念になされて居て、最後にその行くべき方向の指示がなされている。保育要領の解釋やカリキュラムの取扱いについて評者は若干の疑問を持つているが、現在幼兒教育者の關心の中心に在るカリ



について教育學者の立場からこれだけ縝密に説かれたものはない。この意味において幼児教育者の必ず讀むべき文献だといつていいであろう。

田中氏の『幼稚園の運営』には、ブリ・

エレメンタリー・エデュケーションの發展

幼稚園の環境・施設および設備、保育計畫とその實施、健康保育と家庭、幼兒研究と

記録の各章がおさめられている。學藝大學附屬幼稚園主事としての豊富な経験に裏づ

けられた具體的な研究資料が澤山盛られてゐるのはうれしい。最後に研究と記録についての指導が與えられている。筆者の研究的態度は幼兒教育者の學ぶべき點であると思う。

石上氏の『遊戯と構成活動』には、幼兒の教育と遊戯、幼兒における遊びの意義、遊びの教育的價値、幼兒における遊びの種類、興味をもつ遊びとその道具、構成遊び

の内容、構成遊びと構成活動、構成活動の効果の各章が含まれている。遊びに關する研究の主なものが紹介されて居り、構成活動の意義が最後に述べられている。

以上はこの書の簡単なスケッチである。この書によつて日本の幼兒教育は一步前進するであろう。幼兒教育者必讀の書として一讀をすよめたい。

(金子書房刊行 定價三五〇圓)

(山 下 駿 郎)

講　　話

幼　兒　の　健　康　保　育　(四)

お茶の水女子大學助教授  
愛育研究所員

平　井　信　義

視診のお話を續ける前に、間奏曲として、ゲゼル博士の論文を御紹介したいと思います。ゲゼル博士は、皆様も御承知の様に、ニール大學の教授をしていた方で、小兒科醫でもあり心理學者でもあり、長い年月を子供の發達の研究に盡した方であります。

實はこの論文を原著で讀んだのではありません、前回の原稿を書き上げたあとで、私共の研究所長・齋藤文雄先生が、「古いものだが」といつて、小さなノートに書かれたその抄録を、私に貸して下さつたのです。時も時、私はこの講座のために原稿を書きながらも、いつも、健康保育を強調することが、保母さんの大きな負擔になりはしまいか、私の思はずになりはしまいかと内心恐れていたのでした。處が一九二三年に書かれたゲゼル博士の論文は、この上なく私の激勵となつたのでした。私はこの抄録をむさぼり讀み、更にノートをしながら、恩師齋藤先生の御厚情を感謝し、且つ健康保育を促進する爲、百倍の勇氣を得たのであります。

今から四分の一世紀前に、アメリカでゲゼル博士が唱えたことを、今こゝに私共が聲を荒げて叫ばなければならぬのは本當に情けない事であります。聲を荒げることさえ控え

目に——と感する私には、この抄録は天與のものゝ様に思えたのであります。

この他、健康教育的具体的な方法が書かれてあります。それらはこれから述べる色々な項目に現れて来る筈です。間奏曲はこゝで打切り、視診の項を續けましょ。

## (五) 視診と病氣の早期発見(つどき)

今日はふきでもの、即ち發疹から述べることにします。

幼稚園や保育所でしばしばぶつかるのは、ハシカ(麻疹)であります。鼻をたらし目をしよぼしよぼさせていた子供がお休みする、と間もなく家から「うちの子供はハシカになりました」と知らせて来る。「なんだ、ハシカだつたのか」と氣を許していながら大變、一週間もたゝぬ中に、「うちの子も」「うちの子も」と爆發してしまうのが特長であります。

凡そ子供の病氣の中で、これほど傳染力の強いものは他にありません。見ただけでうつる、すれ違つただけでうつる、——それ程であります。大きな室の隅と隅にいても、ハシカの子が風上にいれば、風下の子供はもつてしまします。而も困つたことには、ハシカ特有の發疹が出来る前、即ちクシャミ、せき、鼻汁、めやにが出始めた頃——まだハシカといふことは、つまらない時に、既に傳染力が強いということです。ですからハシカの第一日・第二日目には、子供はやつて來ることがしばしばで、この時はむしろ風邪氣味と思は

れるのが普通です。

前回繰返して述べた様に、「風邪氣味」というのは非常な曲者で、いろいろな傳染病の初期症状であることは、このハシカの場合にも當然あります。ですから風邪氣味の子は常に慎重に隔離されなければならぬことは、よく判つていたゞけたことゝ思います。ハシカの他に、ジフテリア・百日咳・小兒麻痺・猩紅熱などなど。

クシヤミ・せき・鼻汁と共に大概は熱が出ます。間もなく目が赤くなり、目やにが出て、流行期ならばすぐにハシカかなど氣付くのですが、その様なカタル症状が軽いと、發疹が現れるまで、氣付かずに過ぎてしまうことがあります。殊に近頃の様に豫防處置として血清が注射してあると、本當に輕くて済むことが多いのです。

保育所などで早目にハシカを見付ける方法を教へましょ。それは、子供の口を開けて、頬の内側で一度臼歯に相當するところに、眞中が白く周囲の赤い小さな斑點を見付けること、之をコッププリック氏斑と呼んでいます。もとより之を見つけてあわてゝ隔離をしても遅いことが多いのですが、それにも早く離隔すればする程、その災害を最小限度に止めることができます。

ハシカの熱は、一どでた熱が四・五日で一たん下ります。不注意な場合は、やれやれ矢張り風邪だつたか、と思つていると、その後あたりから再び發熱し、こゝに初めて特有な發疹が出ます。先づ耳のうしろから、きれいな紅

色で、だんだん體の下部へと擴つていきます。そして大凡三日位で發疹は完全に出切つてしまひ、そのあとは暗赤色となり、少し宛色あせてゆきます。同時に熱の方も下つてゆくのが大體の経過であります。

ですからもし一人ハシカの子供が發生したならば、すぐに調査表を開いて、未だハシカの済んでいない子供を書き抜きます。既にしている子供は、免疫體を持つていますから、二度かゝる心配はありません、但し風疹をしたのに、ハシカをしたと思い違えている人がありますから、注意が必要です。兎に角、ハシカの済んでいない子供には、早速血清注射をする様に通達しましよう。

幼稚園にハシカ(麻疹)の子供が出ました。一日も早く血清注射をしましよう。之をしておくと軽くてすみます。早くれば早い程軽くて済みます。血清注射とは麻疹をすませた人(お父さんでもお母さんでも)の血液を五〇cc以上取つて、それに操作を加え、一と晩水室の中においておくと、血球と血清に別れます。その血清を翌日子供のお尻へ注射すればよいのです。血液は五〇瓦あればよいでしょう。

この様な通知は一例です。

ハシカの潜伏期間は大體十一日前後でありますから、この間に血清をすればよいのですが、早い程軽くてすむのですから、通知も遅れはなりません。

次に多いのは、水ぼうそう(水痘)でしよう。水ぼうそう

は、發疹が出てからでも、子供は幼稚園・保育所へやつて來ることがあります。いつになく元氣がなく、室の隅に坐つてゐるので、近寄つて額に手を當てみると、熱っぽい。よく見ると額にぽつぽつ發疹がある。洋服をぬがしてみると、體にも既にかなりの發疹がある、——この様なこともしばしば見受けられます。

まず顔に始まり、體から手足にひろがつてゆき、すが、胸や背から始まる場合もあります。いづれにせよ、頭髪の中にまでぽつぽつ出るのが特長と云えましよう。

水ぼうそうの發疹の様子は、はじめはぽつんとして赤いふきでものでありますが、間もなくそれは水を持つた發疹となります。その水ぶくれも、引續いて眞中が凹み、枯れてそこにかさぶたが積ります。これが一つ一つの發疹の経過ですが一齊にこの経過を辿ることがなく、いろいろな形、即ち背中をみてても、赤いぽつんとしたもの、水をもつたもの、かさぶたの出来ているものなどが見られます。「暗夜に星空を仰いだ様だ」といふ形容は仲々適切であります。

熱がそう高くなく、一日位で早や平熱になる場合もあり、二・三日續くこともありますが、一般に全身症狀が軽いのが特長です。従つて子供はぢきに幼稚園・保育所へ來たがり、かさぶたが澤山残つていても、ひよつこりあらわることがあります。

かさぶたの殘つてゐる間は、未だ感染させる危険があると云われていますから、すつかりとれる迄は、集團に入れては

なりません。

潜伏期は二週間前後であります。豫防の方法はありません。

序でに發疹のある病氣として猩紅熱について一言しておきましよう。この病氣は重い傳染病に數えられていますから、發疹が出てから幼稚園・保育所にやつて來ることは先づ先づありますまい。急に熱が上り、まるなく四〇度にも達します。多くは吐きけや嘔吐で始まり、口を開けさせてみせますと、眞赤にはれています。そして間もなく發疹が現はれるのです。

發疹は首から胸・背中から腹と多くなりますが、顔には比較的おそく現はれます。初めは發疹のつぶつぶが見えますが次第にからだ全體がお酒に酔つたときの様にまつ赤となります。口のまわりだけ發疹しないので、白く見えるのも一つの特長でしよう。

この病氣はあとから皮がむけ、殊に皮の厚いところは大きくむけます。

今年はこの病氣の軽いものが非常に流行し、全身症狀もあまり犯されないために、風疹やら、はしかの軽いのやら（殊に血清をしてあるとき）薬疹やら、見當のつかない場合が可成りました。手の皮などがむけ始めて、初めて輕症の猩紅熱だつたか、とわかつた例が可成澤山ありました。こうなつては醫者でも早期に診斷することはむづかしいのであります。

す。

猩紅熱は、以前は皮がすつかりむけ切る迄は傳染すると考えられていましたが、近頃はむけ切らなくとも、五・六週間の隔離でよいということになっています。

風疹も、大抵は發疹が現はれてからびつくりすることが多く、幼稚園や保育所にもやつて來ますから注意が必要です。軽いハシカの發疹とは見分けのつかぬ程ですから、ハシカと驚かされることがしばしばです。はしかを二度やつた、という子供も、吟味すれば一度はこの風疹であることが少くないと思はれます。

この他、軽い病氣では藥疹・蕁麻疹、重い病氣では天然痘がありますが省略します。

とびひは、水ぼうそうに似て、水痘の出來る病氣ですが、之は純然たる皮膚病で、水痘の中の膿がついた場所々々に擴つてゆくものであります。全身症狀は全くなく、夏季に多いのが特長ですし、一度に全身に出ることもなく、どこと決つた場所に出ることもなく、一つ出來た場所から擴つてゆきます。ですから、その子にとつても早く手當が必要ですし、他の子供も手をつないだり體に觸れることがあるとその膿をうけて、同様な水痘が出來始めます。隔離は必ずしなければなりません。殊に保育所ではしばしば經驗されますので、注意して下さい。

次にヘルペスについて簡単に述べましよう。之は保母さん方にも出來た經驗をお持ちの方がありましよう、眉毛の上即

ち額とか、胸や腹、或いは脣などに小さな水痘が密集して出来て、それが痛むことがあります。間もなく乾燥して黒褐色のかさぶたになりますが、私共醫者が見て特有なのは、皮膚の神經に沿つて出来ることです、肋間神經に沿うと、肋骨と肋骨の間に胸から背にかけて帶をかけた様に出来ることがあります。そんなとき、多くは片側だけに出来ます。病源體はヴィールスと考へられていますが、この水泡の水が他のものについたからといつて必ずしも傳染しない様で、個人差があると云われます。然し一應三・四日隔離した方がよいでしょう。子供は熱を出すこともあります、全く平氣な顔をしていることも多いです。先づ先づ心配はない病氣ですが、亞鉛華散粉でもつけておけばよいでしょう。

次に「いぼ」と呼ばれる丸い玉で、體や顔にひよっこり表れ、次第にふえる病氣があります。ふつう赤くはならず、眞中に凹みが出来て来て、この中から乳の様な液が出て、それがついた場處にバラバラと出来ます。體裁が悪いだけで、子供は痛みも痒みもありません。病原體は之もヴィールスと考えられています。之が出来た子供にとつても、放つておけばふえますし、他の子供にもうつりますから、一つ出来たら早速醫者にゆき、中の白いかたまりをつぶし出して貰えば、忽ち癒ります。

以上で、幼稚園・保育所で経験する發疹についてお話ししましたが、つけ加えておきたいのは「はたけ」「しらくも」た

むし」などの「人體につくかび」と「かいせん」の如く虫による皮膚病のお話です。

「はたけ」「しらくも」は、學童ではもう烈に多いが、三五年の幼兒にも、可成みられます。圓く灰白色で、まわりの皮膚からきわ立ち、その場處がくづの様にむけている——そしてだんだん擴つてゆくのです。子供自身は何の苦痛もないが、幼稚園などのお母さんで、心配する人があります。勿論傳染病で、その源は表皮の下にはびこるカビであります。

隔離をする必要はないが、早目に手當をしてもらうことが大切ですが、癒すのに根氣がいるので、ついつい面倒になり癒りにくい病氣となります。氣の長い話ですが、青年期になると、不思議に癒つてしまい、その代りに「いんきん」が始まますが、藥としては、てい硫音をたんねんにすり込むことです。

かいせんは指の股とか、手足の關節の凹みの方、或いは下腹部にぽつぽつと出来る發疹で、澤山出来るとかゆみがひどいのですが、搔くづして膿を持つてから氣付かれることもあります。之はダニの様な形をした小さな虫が、皮膚を喰い破つてトンネルを作り、卵を産みつけては數を増して、ゆくためです。診斷はむづかしいから、かゆみの強い（子供ではかき傷が澤山ある）發疹が前述の場處に出来ていたら、醫者に見てもらう様すゝめましょう。

但しその際「かいせんらしいから」などと「まあ失禮な」と怒つてしまふお母さんがありますから、はつきりい

わないので「うつる病氣だと困るから」「ひろがる病氣だといけないから」とやさしく言いましょう。かいせんには硫黄剤が効きます。

毛虱も多い分多い病氣です。女の子に多く、一人これを持つた子供がいると、次から次へ擴つてゆきますから、頭髪にも注意し、白い卵が見つかつたら、家庭に知らせ、保育所では之の撲滅をはからなければなりません。ひどくなつて、頭中がじめじめしてしたら、思い切つて毛を切り、坊主にする必要があります。D・D・Tを一週間ありかけ、卵からかへる虫を殺す他、卵の殻は酢で軟化させき檍下さいてやらなければなりません。その他、水銀軟膏を塗る方法もあります。

以上で皮膚の病氣について概観したわけですが、これだけでもすい分澤山の病氣があつて、試験でもされたら大變なことだ、と思ひでしようが、くどくど書いたからこんなことになつたので、少し子供について目を働かせ、経験すれば案外かんたんなものです。發疹については（一）大きさがどうか粉をふりまいた様なもの、大きいもの（二）發疹があ互にくつき合つてあるかどうか（三）水ぶくれかどうか（四）發疹の色はどうか（五）發疹のはじめて出た處と擴り方（六）かゆみがあるか痛があるか（七）かさぶたになるかどうか（八）あとで皮がむけるかどうか——こうしたことを注意して下さればよいのです。

わないので「うつる病氣だと困るから」「ひろがる病氣だといけないから」とやさしく言いましょう。かいせんには硫黄剤が効きます。

新刊

幼稚園制度研究會編

## 幼稚園關係法令通達便覽

フレーベル館發行

定價 五〇〇圓 二三五

推薦

大島文部省初等教育課長

幼兒教育の重要性が認められて、幼稚園關係者各位には園の運営や教員の身分資格等についての法令に關する深い知識と理解とが、缺くことのできないものとなつた。このときには本書が刊行されたことは、まさに時に適したものであり、保育界に裨益することがまさに大きいかと思われ、本書の刊行を賛同いたし、その活用を期待す。

當常に法令に通曉しないてもよからう。しかし、事実集の必要がある。各幼稚園必備の書とは此書のことである。法令は新しく加わる。綴込みの便利な所以である。法規は如何に深く廣く整備の上にあるかを、根本諸法、施行細則、我らの職務暇にあらう。

倉橋惣三氏  
日本幼稚園協會編

幼稚園お詫集

フレーベル館發行

定價 上、下各二〇〇圓

記録

アログラム  
(山下俊郎)

開會の話

研究發表

一、幼児の問題行動に對する親の態度についての調査

愛育研究所 竹田俊雄

二、幼児の繪畫について

厚生省副島ハマ

三、就學前の教育診斷の結果について

大阪保育會 堀重三

四、IQに關する考察—環境條件及び發達曲線その他

京都保育連盟 島津眞峰

五、フレーベルの恩物について

廣島大學 莊司雅子

六、幼稚園の家庭的性格と學校的性格

奈良女子大學 小川正通

七、精神薄弱幼児の保育に關する研究

愛育研究所 津守眞

八、幼児の科學教育について

大阪學藝大學 阿部安二

シンボジウム「幼児の早教育の問題」午後二時から

司會 東京家政大學 山下俊郎

一、教育學より見たる早教育について

愛育研究所 村山貞雄

二、幼児畫の因子と早教育の是非

畫家 宮武辰夫

三、幼児の頭腦活動と生理的適應

「日本保育學會」は、昭和二十三年の秋に發足してからここに二年半を経過した。當時保育に關してやゝもすれば科學的な研究が輕視されがちな實状をうれえた同志が集まり、保育學に關するわが國最高の研究機關として孤々の聲をあげたが以後順調な歩みを示して來た。この學會の事業のうち、昨年の七月までのものについては、本誌の第四十八卷第二・三號「日本保育學會第一回大會研究發表號」と第四十八卷第七八號「日本保育學會第二回大會研究發表號」に述べてあるので、それ以後の經過について以下略述する。

一 第三回大會

第三回大會は本年六月十一日（日曜）奈良女子大學講堂で開催された。

昨年の總會で、次期大會の開催地を京阪神地方に限定し、大會の準備を副會長小川正通氏に一任した。そこで小川氏は、第三回大會準備委員長として直ちに臨時委員を決定し、大會準備事務局を奈良女子大學に設け、數度の準備委員會において大會開催地を奈良市とし、期日を六月十一日に決定して、次のとく行わたった。

音楽家 鈴木 鎮一

四、早教育のねらい（醫學の立場から）

支出合計

内譯

人件費  
事業費  
物件費  
雜費

三萬六千三百十九圓  
四千八百圓  
二萬九千八百二十二圓  
一千百九十七圓  
五百圓

五、早教育の心理學的限界

名古屋大學 堀 要

京都大學 大西憲明

殘金  
豫算報告の大要は次の通りである。

金九千七百六十五圓四十六錢

閉會の辞

研究發表及びシンポジウムの内容は雑誌「保育」の日本保育學會第三回大會特輯號に掲載せられてゐる。なお本大會の來集者は五百八十名（概算）であつた。

二、總會

會則第二十條による昭和二十五年度通常總會は、右の大會に際して開催せられた。

先ず、小川副會長が議長に指名せられ議事がすゝめられて、竹田委員より、事業報告と事業計畫の説明があり、村山委員より決算及び豫算に関する報告があつた。すなわち、昭和二十三年度の事業報告としては、第二回大會の開催、研究誌の刊行、研究會の開催、會報の發行、共同研究、研究連絡、その他について報告せられた。

又昭和二十五年度の事業計畫としては、大會の開催、研究誌の刊行、共同研究、研究會の開催、講習會の開催及び會報の發行についての計畫が説明せられた。

決算報告の大要是次の通りである。

收入合計

四萬六千八十四圓四十六錢

内譯 前期よりの繰越金

八千百四十二圓六十八錢  
八千八百一十一圓七十八錢

會費

編集費

一萬八千圓

事業費

千六百九十三圓

三、共同研究

本學會會則第三條による共同研究は、昨年九月副會長山下俊郎氏を研究委員長として次のとおり頒ぶれをもつて發足した。

委員長 山下俊郎

委員 青柳義智代

秋田美子

荒木直高

及川ふみ

小川正通

鎌田しん

六月二十四日東京都文京區立文京第一幼稚園において、幼

上村哲彌

加賀美日聰

兒玉省

稚園關係者の懇談會が午後一時から行われた。

鈴木とく

副島ハマ

高崎能樹

竹田俊雄

多田鐵雄

谷川貞雄

玉越三朗

土屋マサ子

平野恒子

古木弘造

松島正儀

三木安正

村山貞雄

森脇要

山下俊郎

山下俊郎

谷川貞雄

平野恒子

三木安正

三木安正

山下俊郎

山下俊郎

谷川貞雄

平野恒子

三木安正

三木安正

山下俊郎

しかしして十月共同研究計畫打合せ會を開いた結果「幼稚園と保育所の一元化の研究」について、先ず具體的に研究をすゝめることになり、文献研究小委員會と意見調查小委員會とを設けた。前者は委員に、山下俊郎氏、多田鐵雄氏、谷川貞雄氏及び村山貞雄を、後者は、委員として山下俊郎氏、竹田俊雄氏、鈴木とく氏、鎌田しん氏及び小川正通氏が委嘱せられた。このうち後者はその活動を行ひ、質問書を作製し調査を終り現在調査結果を集計する段階に至つてゐる。

#### 四、そ の 他

第二回大會における發表をまとめて、「日本保育學會第二回大會研究發表號」を「本誌」の特輯號（第四十八卷第七・八號）として發行した。なお事務局は現在も東京都港區麻布

盛岡町一愛育研究所におかれている。

（村山記）

#### こどものレクリエーション 指導者講習會

去る七月十五日（土）より四日間、茨城縣の西山文化研究所に於て標題の會合が催された。

參加者は兒童福祉施設の職員と子供會の指導者が大部分で保育所の職員も約十名程參加した。西山文化研究所は茨城縣太田町の郊外にある西山莊の山つづき、松林の丘の上にあり講習生は樹下のあけくれに、子供の自然の生命の發展を思いつつ講義を聞き、實技をならし、ディスカッショーンをし

當日の參會者は、文部省側は辻田新局長外六名、東京都教育委員會、區役所側は沼澤主事外三名、幼稚園側はお茶の水女子大學附屬幼稚園主任及川ふみ先生外十五名で、辻田局長の挨拶につづいて山下家政大學教授と木下文京區役所本郷支所教育課長の挨拶があり、文部省玉越事務官の進行、山下氏の司會で主として幼稚園の教育内容の問題、教員の待遇及び養成の問題幼稚園普及の問題等について懇談が行われた。例年にない暑さにもかかわらずなごやかなうちに、熱のある意見が交され、午後四時文部省初等教育大島課長、文京第一幼稚園板橋園長の終りの挨拶で盛會裡に會を終つた。

た。ことのレクリエーションといつても幼児から少年に及ぶ廣い範囲の児童を対象としたものであるが、レクリエーションの理念をはつきりつかむことが幼児の指導の上に大きな効果を與えられるものであると思う。

## 要目左の通り

### 一 要點 児童福祉施設 P.T.A.その他児童を中心として行うグル

ープ・ワークの實際と理論を夏のレクリエーションを中心として、その技術を指導者に體得させ児童の福祉に役立てるために講習會を行う。

### 二 主催 厚生省児童局、日本社會事業協會、茨城縣、茨城縣兒童福利協會

後援 日本放送出版協會、日本女性文化協會、保育醫學研究會

企畫 レクリエーション研究會

對象 児童福祉施設從事者、ことども會、P.T.A.等の指導者その他のことども關係の指導者

人員 八〇名

場所 茨城縣久慈郡佐竹村、西山文化研究所

期間 七月十五日(土)より十八日(火)まで三泊四日

課目及び講座

(一) 夏休みをどうすゞすか 早大心理學教授 戸川行男

(二) 緑陰ことども會 共同募金委員會主事 小野 順

(三) 家庭とレクリエーション 厚生省児童局 吉見靜江

(四) レクリエーションと醫學

(五) 保育醫學研究會委員長醫學博士 砂田惠一

慶大神經科醫局員 相場 均

(六) キャンプ、プログラム 東京レクリエーション協會理事長 三隅達郎

(七) テント生活とレクリエーション 日本社會事業協會事業部長 根岸貞太郎

(八) 水泳、ボート、ハイキング

日本社會事業大學講師 堀内芳子

(九) 楽しめる手仕事 野尻學莊リーダー 河野由夫

(十) レクリエーションの指導者

(十一) デイスカッショソ

a 夏期轉住と季節保育

b 聽視覺教育

日本社會事業協會兒童課長 三野 亮

實技

(a) グループ、ソング(b)ゲーム(c)ウォークダンス

(d) スタント(e)キャンプファイアー(f)救急法(g)テント生活の實際(h)デイスカッショソ

## 官廳公示事項

### 幼稚園の幼兒指導要錄について

たが、各幼兒の成長發達の經過を全體的、繼續的によりよく記録でき、幼兒指導の原簿として、より適切なものといたしたいくと思いますので、別紙要領によつて貴管下關係者の御意見を伺いたくここに依頼いたします。

昭和二十五年五月二十五日  
文初々第二〇五號

#### 附屬幼稚園を置く國立大學長殿

文部省初等中等教育局長

稻田清助

#### 幼稚園の幼兒指導要錄について（依頼）

このことについて、別紙寫の通り教育委員會及び知事（別紙要領記載の關係都道府縣）に依頼いたしましたが、貴附屬幼稚園につきましても別紙要領に準じて御意見を伺いたくここに依頼いたします。

文部省では別紙寫のよう、このたび東京都ほか七府縣と各國立大學の附屬幼稚園に幼兒指導要錄の意見を求めた。この指導要錄はさきに文部省内に設置された幼稚園教育課程児指導要錄協議會（本誌二十五年一月號參照）が、一月から現在まで研究をつづけた結果、ようやく成案を得たもので、これをよりよくするため各地方代表都府縣の意見を聞き、さらに研究を重ねて眞に幼兒の成長發達の過程が記録できる指導原簿となるように考へられた措置である。

文初々第二〇五號

昭和二十五年五月二十四日

稻田清助  
文部省初等中等教育局長  
東京都 千葉縣 静岡縣 福島縣（教育委員會事務）  
大坂府 德島縣 岡山縣 大分縣（知事）

#### 幼稚園の幼兒指導要錄について（依頼）

のことについて、かねて本省内に委員會を設けて研究中のところ、このたび別紙の通り一應その原案がまとまりまし

# 幼兒指導要錄案

園名		園長印	3歳	4歳	5歳	擔任印	3歳	4歳	5歳
在籍状況									
園児氏名 ふりがなつき									性別 男・女
生年月日	昭和 年月日 生								
現住所									電話
本籍地									
保護者名									續柄
入園年月日	昭和 年月日								入前園歴
修了または 轉退園別	昭和 年月日 修了・退園・轉								
入學學校名									
生育歴									
生育地									主として養育した人
發育状況									
入園前の 病歴									
備考									
家庭の状況									
事項	氏名	生年月	職業	學歴	健康状況				
家 族	父(實・繼・養)								
	母(實・繼・養)								
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
6									

	その他					
同居人						

生活環境

### 出缺状況

年齢 學期 事項	3歳			4歳			5歳					
	1 學期	2 學期	3 學期	計	1 學期	2 學期	3 學期	計	1 學期	2 學期	3 學期	計
出席日數												
缺席日數												
所見												

### 標準検査の記録

項目 種別	生活年齢	検査年月日	名稱	知能指數		検査者
				たは	偏差値	
知能検査						
その他検査						

### 成長発達の記録

1 身體的生活						
I 発育と運動機能						
年齢 評價	3歳		4歳		5歳	
事項	上	中	下	上	中	下
1 身長	—	—	—	—	—	4
2 體重	—	—	—	—	—	—
3 胸闊	—	—	—	—	—	—
4 榛養	—	—	—	—	—	—
5 からだのつりあい	—	—	—	—	—	—

6 姿勢			
7 皮膚の色づか			
8 元気			
9 走るはやさ			
10 立幅とび			
11 サイクルとび			
12 高い所からとぶ			
13 投げる力			
14 ぶら下げる力			
15 引く力			
16 握る力			

## II 病傾向その他

事項	評価	難	中	易	難	中	易
		難	中	易	難	中	易
1 かぜをひきやすい							
2 下痢をやすい							
3 腹痛を起こす							
4 露汁を出しそう							
5 目がただれやすい							
6 汗をかきやすい							
7 皮膚が弱い							
8 しゃべりになりやすい							
9 あか切れになりやすい							
10							

視力(正常・異常) 聾力(正常・異常) 色盲(無・有)

う	達	本	本	本
「ヘルクリン」皮内反応	+	-	+	-
1 トランク				
2 ヒビ				
3 癖				
4 白目せき( )		5 麻疹( )	6 シラリア( )	
7 ほろこぼ熱( )		8 日本脳炎( )	9 水痘( )	
10 流行性耳下腺炎( )		11 風疹( )		

事項	評価	上	中	下	上	中	下
		上	中	下	上	中	下
1 食慾がある							
2 よくかむ							
3 こぼさずに食べる							
4 うがいをする							

5 鼻をかむ	---	---	---	
6 歯をみがく	---	---	---	
7 ひとりで用便ある	---	---	---	
8 食前に手を洗う	---	---	---	
9 排便後に手を洗う	---	---	---	
10 外遊びの後に手を洗う	---	---	---	
11 顔を洗う	---	---	---	
12 衣類は清潔である	---	---	---	
13 つめはきつてある	---	---	---	
14 耳はきれいである	---	---	---	
15 髪はきれいである	---	---	---	
16 手足がきれいである	---	---	---	
17 厚着ではない	---	---	---	
18 サガや故障の記録				
<b>2 知的生活</b>				
事項	評価	上 中 下	上 中 下	上 中 下
1 自分の創意で遊みや仕事	――――	――――	――――	
2 探究心がある	――――	――――	――――	
3 計画を実行する	――――	――――	――――	
4 注意を集中する	・――――	――――	――――	
5 注意が長く続く	・――――	――――	――――	
6 絵本に対する興味をもつ	――――	――――	――――	
7 文字に対する興味をもつ	――――	――――	――――	
8 数に対する興味をもつ	――――	――――	――――	
9 話を喜んで聞く	――――	――――	――――	
10 人の話をよく理解する	――――	――――	――――	
11 人にわかるように話す	――――	――――	――――	
12 正しい発音で話す	――――	――――	――――	
13 正しい言葉で話す	――――	――――	――――	
14 社会的な事から興味をもつ	――――	――――	――――	
15 植物、動物、自然現象に興味をもつ	――――	――――	――――	
16 植物、動物、自然現象をよく観察する	――――	――――	――――	
17 動物や花壇、畠等の在る話を自發的に出す	――――	――――	――――	

18 音楽を喜んで聞く			
19 歌うことを樂む			
20 らくな声で歌う			
21 音程を正しく歌う			
22 リズムを正しく歌う			
23 うごきのリズムをよく表現する			
24 絵を喜んでみる			
25 絵を喜んでかく			
26 絵の表現内容が豊富である			
27 色を選択して絵をかく			
28 ひとの絵や製作物を評価する			
29 製作を喜ぶ			
30 素材を自分で選ぶ			
31 よく工夫して製作する			

### 3 情緒的生活

事項	評価	上 中 下			上 中 下			上 中 下		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下
1 安定期がある										
2 ユーモアがある										
3 不合理や不正に対する怒り										
4 幼児の者や動植物に愛着がある										
5 同情する										
6 失敗や失望のあとで気持を直さない										
7 いつも樂しそうである										
8 気分がわかりやすくなる										
9 かくしゃくを起きない										
10 すねない										
11 しつこない										
12 みえをはらない										
13 耳つかしがらがない										
14 おく病がない										
15 恐怖心が強くな										
16 勇気をもたない										
17 まじめないほらなし										

### 4 社会的生活

事項	評価	上 中 下			上 中 下			上 中 下		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下
1 人といつぱん遊ぶ										
2 人にすかれている										

3 必要な時に自己を主張する			
4 人の権利を尊重する			
5 人の良心などを認めめる			
6 人の批評を受け入れる			
7 人に協力する			
8 人を統率できる			
9 人のめんどうを見る			
10 自分のことは自分でする			
11 生活のつまりを守る			
12 自分の順番を行つて			
13 競争心がある			
14 諸論で納得せし事が出来た			
15 まちからた日本にはあやまる			
16 弱い者いじめをしない			
17 人をからかわない			
18 共同のものを大切にする			
19 共同のものを独立しない			
20 密接性がない			
21 人の苦労をよく聞く			
22 人の前で言葉が出来た			
23 人の前で歌える			
24 人の前でうなぎのりスムが出来る			
25 ごっこ遊びがよくできる			
26 おとなのし話をかける			
27 おとなの話や零細に従う			
28 先生が自分の時短をいつづける			
29 依頼に力強い書き度			
30 運動不足には発生に協力			
31 言ふわけである時にうそを云ふ			

### 5 特別に答へなければならぬ事

1. 健康のむすび食 3. おも食ひ 4. おはや食ひ 5. 頻尿 6. おもじ 7. 指をかぶる 8. つめをぬぐう  
 9. 夜顛など生きる 10. 性器をひじる 11. どもり 12. 幼児言語 13. まげたき 14. 病的恐怖症  
 15. かんこやく 16. 落着かない 17. おさっぽう 18. わかまつ 19. せつづれ 20. 泣き虫 21. 亂暴  
 22. 破壊癖 23. けんかばやり 24. そつき 25. 左手 26. 27

6	絞	譯
3 我	4 我	5 我

# 幼兒指導要録調査要領

## I 一般的事項

(1) この調査は、幼兒指導要録が、幼兒指導の原簿として各幼兒の成長発達の経過を全體的、継続的によりよく記録できるため施行前に全國の各地域代表から意見を聞こうとするものである。

(2) 調査依頼都府縣は、東京都、千葉縣、靜岡縣、福島縣、大阪府、徳島縣、岡山縣、大分縣とする。

(3) 調査期限は、六月二十五日までとする、(七月末日までには施行したいと思いますから期日は厳守すること。)

(4) 調査対象は、關係都府縣において、下記の方法を參照して決定すること、調査人員はおよそ一都府縣二十名から五十名とする。

イ、市町村別、農山漁村別（地域別）

ロ、園長、教諭、助教諭、及び指導主事別（職員別）

ハ、経験年數別

(5) 報告様式は別紙様式による。

報告書を提出した地域で作る場合は、その旨を備考に記入して、園の場合は記録者氏名欄に園長名と參加した範囲を、地域の場合は所在市町村名欄に代表市町村名とその範囲を記入すること。

## II 指導要録に関する全般的問題

(1) この指導要録は、幼稚園の幼兒の成長発達に關する資料として、轉園または小學校への入學に際してはその轉園先または小學校へ原簿またはその寫を送付する。

(2) 地方ならびに幼稚園は、その特殊性にかんがみ、この指導要録の記入事項に多少の變更もしくは附加をしてもらしかねない。

(3) 各項目は、かならず記入しなければならないということではなく、その行動等があらわれたとき記入すればよいものとして選定したものである。

(4) 簡單な記入の手引をつける考え方である。

(5) 小學校への連けいを考えた。

(6) 用紙はA4判四頁である。

## III 調査上の注意

(1) 意見は、左記の區分によつて伺いたい。なお意見としてでなく参考となる事項や私案があつたら加えてうけたまわりたい。

イ 指導要録全體としての意見

ロ 各項目についての意見

a 指導要録に加えて價値のない項目（削除した方がよい項目）

b 項目としてはよいが、表現方法が妥當でない項目

c 記入の手引に説明してもらいたい項目

ハ 意見は、できればその理由とそれにかわるべき案について記入願いたい。

(2) 手引の記載例について

別紙の「手引の記載例」は、直接の記入者の最もよき手引とするためにこのたびの調査を基礎として作成する考え方で、その一例として一部分を示したものである。

## 手引の記載例

幼児指導要録の手引（豫定頁數A5八頁—一〇頁）

### I 指導要録の必要性

1 幼児指導と指導の記録 内容省略

2 幼児指導要録の意味 同右

### II 幼児指導要録記入上の注意

1 記録事項の選定標準 内容省略

2 在籍状況 同右

3 生育歴

幼児を理解するためには、その幼児の入園以前の成長と発達の状況を詳細に調査する必要がある。教師は入園当初に家庭と密接な連絡をとつて、その資料を得て、入園後の指導の根據とななければならない。

生育地 幼児が生活してきた土地は、幼児の発達に影響するところが大きいため、幼児の出生地生育地は、調査が可能な範囲で詳細に記録する必要がある。できれば生育地の環境等を記入するとよい。

三歳東京都臺東區浅草（商店街）四歳同豊島區池袋（商店街）

主として養育した人 幼児は養育された人の影響をうけることが大きいため、できれば詳細に記録することが望ましい。

實母か、繼母か、養母か、或いは母方の祖母に最初養育され後、父方の祖母に養育された等。

教育状況 病氣の状況を除いて発育の経過を具體的に記

録する。

出産の状況（在胎月数、體重その他）授乳の方法（母乳人口栄養等）離乳期、出齒期、歩行の状況、言語の状況

その他身體的精神的發達状況

入園前の病歴 幼児の成長發達は病氣によつて左右されることが多いから、できる限り詳細に記録することが望ましい。

この項の病氣の意味は、直接間接に幼児の發育に影響を及ぼした先天的後天的の病氣や故障等で、身體的精神的な指導の上に必要なものを含む。なお傳染病については詳しく調査しておく必要があろう。

二歳小兒麻ひにかかり左足不自由、三歳の時三ヶ月間肺炎 難聽 吃音等。

備考 入園前の事柄で今後の幼児指導上参考となることや、教師が承知しておかなければならぬ事項を記

すことや、教師が承知しておかなければならぬ事項を記録する。

母親が勤めていて、他の人が主として養育したため金銭關係や、性格など相當注意しなければならない點がある常にひきつけるくせがある。双生児等。

家庭の状況 内容省略

出缺状況 同右

成長發達の記録

標準検査の記録

同右

7 6 5 4

(1) 幼児の成長發達の状態を観察する方法は、いろいろな面から考えられるが、次の面から觀察する。

1 身體的生活の面 2 知的生活の面 3 情緒的生活の面

#### 4 社會生活の面 5 特別に注意しなければならない面

##### 6 全人格としての面

(2) すべて觀察にあたつては、その幼兒の成長發達の事實、すなわち幼兒の生活の中に示される現實の姿を正しくとらえて、客觀的科學的にかつ繼續的に行つて、決して教師の主觀を交えたり、假定を設けたりなどして適切な判定を誤まらないよう留意する。

觀察の結果、判定の困難な場合には、引續いて觀察し自信をもつてからその結果を記録するよう努める。

(3) 各項目の記録にあたつては、記録としての形式や體裁を整えようとするあまり、無責任の記録や偽つた記録をして、指導要録の本來の使命を忘れてならない。

(4) 觀察や記錄にあたつては、でき得るかぎり各種研究の方法をとると共に、家庭と密接な連絡をとるようにする。

(5) 評價は、各生活年令の發達段階や個人差を考慮しなければならない。

(6) 品等の三段階は、通常のものを中、それ以上に成長または發達しているものを上、成長または發達のおくれているものすなわち指導上特に注意を必要とするものを下とする。

(7) 觀察や記錄や評價にあたつては、保育要領の「二、幼兒期の發達特質」教育心理の「三、人間などのように發達するか」などを参考とすること、

#### 身體的生活

身體的生活は 一身體的發育と運動機能の面 二病氣やその他の徵候等についての面 三健康生活に必要な面から觀察する各項目は、醫學的專門的立場に立つた検査をもとに記

録するものでなく、教師みずからが觀察し、調査して記録できるもので、日々指導していく場合考慮されなければならない事項であつて、いわば指導の手がかりを作つていくためのものである。もちろん各幼兒の身體検査票や園醫科醫等の注意を考慮に入れるることはいうまでもない。

#### a 發育と運動機能

身長 胸圍 — 身體検査票を參照して、別表の曲線に従つて發育の状態を判定する。

榮養 よく太つてゐるが、やせているか、筋肉がしまつてゐるかいなか、皮膚の色艶がよいか悪いかで判定する。よく太り筋肉が縋つて血色のよいものを上、肋骨が見え筋肉や脂肪が少なく、血色が悪く皮膚の乾いている者を下とするからだのつりあいからだ全體について、均衡のとれた發達の度合いをその觀點とする。

身長、體重、胸圍、四肢などのつりあいがとれてゐるかどうかによつて判定することが大切であるが、比體重、比身長、比胸圍を用いる方法や、年令別、身長別、體重表（厚生省）によつてもよい。  
からだ全體がよく均衡のとれている者を上、手足等が特に長いとか短いとか、頭が非常に大きいとか、小さいとか等異常と思われる者を下とする。

姿勢 歩行や座席などにおける姿勢について判定する。  
幼兒は姿勢のよしashidoで、身體の發育に支障をきたすことが多いから、正しい姿勢ができるよう指導することは大切である。評價にあたつては、あく迄幼兒の正しい生活の場にそ

くした、望ましい活動に應じた姿勢を基準として考へて從來のようないつも静かに胸をはつてきらんとおとなしく、人形のようないつも動かないでいるような姿勢がよいとするような考えはさけなければならない。

皮膚の色つや 健康そな色つやをしているかどうかによつて判定する。

適度に、紅い色を帶び、光澤を持ち、彈力性がある者を上、皮膚が乾き、黒褐色又は青ざめており、彈力性のない者を下とする。

元 氣 活力がありしかも耐久力があつて、いつも快活であるかどうかによつて判定する。

筋肉がしまつていきいきとし、活動に調氣があつてつかれを見せない者を上、筋肉に生彩がなく常に消極的な行動をとる者を下とする。

情緒的生活の項「いつも樂しそうである」は、この項を精神的な面から觀察しようとするものであるから、關連して考察する必要がある。

走るはやさ——擡る力、運動機能の面を觀察する項目である。

四肢や身體がよく動くかどうかを觀察の主眼として判定する

幼児期においては、身體の自由、不自由は、生れつきによる

ことが多く、それは運動の場合などの器用不器用となつてあらわれる方が非常に多いから、日常注意深く觀察する

が必要である。ただし幼児期は興味との關係が非常に多く、

興味がある場合は非常にやく走つたりよく投げたりするが

興味が起らないときは教師が促しても行わない者があるから判定する場合に注意しなければならない。

またここでは運動機能の發達の程度を觀察するのであるから他の條件を除外して觀察する必要がある。例えば走るはやさを判定する場合鬼ごっこによつてつかまりにくく者を上と判定しようとしたとすると、その幼児がほんとうにはやくてつかまらない場合と、あまりはやくないが動作が機敏でつかまらない場合とがあるが、ともに上の判定をうけることになる。

しかし後者で上と判定された者の評價は、走るはやさの評價としては妥當でないといわなければならない。

#### b 罹病傾向その他

幼児は體力も免疫力とともに弱いから病氣の徵候を早く發見して、未然に防止し、不幸にして病氣に犯された場合は、その原因や經過を詳細に調査して、今後の健康生活に支障をきたさないように配慮することを觀點とする。

かぜをひきやすい——あかざれになりやすい、病氣の徵候とみられる虫な事項をあげ、その傾向の多いか少ないかによつて判定する。

視力、聽力、色盲 該當欄を○で囲む。

う 齒 處置歯、未處置歯に區別して本數を記入する。

「ツベルクリン」皮内反應 該當欄を○で囲む。

トランポームー 痘瘍 免疫性のない傳染病で幼児のかかり易いもの

のを掲げた。

入園期間中二回ないし三回かかるかも知れないことを豫想して、年令別に欄を設けた。記入はその期間と症狀の程度を書くとよい。

百日咳一風しん 発熱性のあるものと考えられる傳染病で幼児のかかり易いものを掲げた。

記入はかかる年令とその期間、もしその傳染が原因で心身に異常が起つた場合は、その旨この欄に簡単に記入するとい。

### 健康生活

健康についてのよい習慣ができるように考慮し指導することは、幼児にとっては大切なことである。この項では主として清潔の状態と健康のよい習慣をつけることを観點として判定する。各項目の判定にあたっては、家庭と密接な連絡をとる必要があるが、あまり強調して父兄を神経質にすることがないよう注意しなければならない。

### 知的生活

内容省略

### 情緒的生活

同右

### 社会的生活

同右

### 特別に考えなければならないこと

同右

### 總評

### 報告様式例

幼稚園所在の都道府県市町村名	幼稚園名	記録者氏名 年齢	歳
記録者の職名	總教育經驗年數 (内幼稚園 經驗年數は括弧内に書く)	年年	幼稚園所在 の地域環境
1 指導要録全體についての意見			
項目記入欄 2 各項目についての意見			
手引についての意見			
備考			

## 会から

○暑中お健康を祝します。よき御休養ができましたか。勉強も休養も幼児保育者としての任務を完うするためです。

○山下氏の文は、目下極めて注意されている幼児音楽教育のための基本的、理論的論文として大切なものです。こうした學的根據によつて、眞の音楽教育が行われてゆきたいものです。

○王越氏の文は、目下再研究の認識下にある指導について詳細な知識を與えられています。文部省委員會の指導要録研究（本誌官廳公示事項欄参照）と併せ精讀せられることを望みます。次號につづきます。

○松村氏の文は、前號につづいて、自由と駆けの考察について幾微の點を盡しておられます。こういう問題で、またしても、おおざつばな概念論や、言葉の比較になり勝ちなのを、こまかく、深く考えてゆくために、氏の筆に導かれることが必要を思います。

○幼稚園小學校研究集會參觀報告は、大切さに基いて参加の三氏の詳録を掲載します。本號はその第一回ですが、問題の内容のみでなくワーキショップと名づけられる。新しい研究集會の實際を知つていただきたい。

○本號は官廳事項に多くのページを用いましたが、編集者の意圖のあるところは、本文を読んで御了解下さると思います。この要録は

御勉強ができましたか。勉強も休養も幼児保育者としての任務を完うするためです。

○福岡における第四回全國保育大會は非常の盛會で成功がおさめられました。詳細は次號をお待ち下さい。

○松原氏の『アメリカ童話』と倉橋主幹の『子供歌舞』誌面の都合で休載。來號を御期待下さい。

○本號は官廳事項に多くのページを用いましたが、編集者の意圖のあるところは、本文を読んで御了解下さると思います。この要録は

昭和二十五年九月十五日印刷  
昭和二十五年九月二十日發行

幼兒の教育 第四卷 第九號

定價 金移拾圓

東京都中野區千光前町一〇

編集者 倉橋惣吉

東京都文京區柳町二二番地

印刷者 杉山龜吉

東京都文京區大塚町三十五

印刷所 第一印刷株式會社

お茶の水女子大學附屬幼稚園内

東京都千代田區神田神保町二ノ四  
發賣所 株式会社 フレーベル館

電話九段（33）丸七・丸九・三〇〇番  
振替 東京一九六四〇番

○本誌御購入について注文申込その他  
は凡て發賣所フレーベル館宛に願い

編集委員

日本幼稚園協會

ます

協力委員  
倉橋惣吉  
牛島義友  
及川ふみ  
齊藤文雄  
多田鐵雄  
波多野完治  
山下俊郎

○本誌御購入について注文申込その他  
は凡て發賣所フレーベル館宛に願い

西山浪太郎  
五十音順

# 保育日記

B5判二三〇頁  
定價一八〇圓

東京都保育連合会の選定に成るもの、自由保育の線に沿う、つけ易く、無駄のない自由記帳式日記、表紙も堅牢美しい。

在籍簿 50枚1組 定價一〇〇圓

在籍記錄 50枚1組 定價一〇〇圓

出席簿 20枚1組 定價一〇〇圓

身體検査表 50枚1組 定價二三〇圓

保育證書

大判一・二尺×八・五寸 定價三圓

小判八・五寸×六寸 定價二圓五十錢

平小判 三〇〇枚まで三五圓

園名刷込みの場合は、實費一枚三圓申し受けます。

保育料袋 銀星

キンダープラクを御愛護願つてゐる園にのみ、無料進呈する美濃色刷の袋

出席カード用 貼紙  
出席力ード 表紙共13枚  
定價一五〇圓

表紙共13枚  
定價一五〇圓

箱入り(10人分12ヶ月入り) 定價三六〇圓

袋入り(20人分1ヶ月入り) 定價六〇圓

送料35圓  
送料6科圓

紙質は、壁紙で、裏はアラビヤ糊引。

マンテンクレヨン

極太巻

八色一箱 五〇圓  
バラ買(一本) 送料12箱マデ 35 35

八色一箱 一八圓  
バラ買(一本) 送料200本マデ 35 35

八色一箱 三圓 送料400本マデ 35 35

八色一箱 三圓 送料30箱マデ 35 35

クレヨンケース

一箱二五圓 送料30箱マデ 35 35

送料100ヶまで 35 35

先丸鉢 (鉢止込) 定價30圓 送料30箇マデ 55 35

送料100ヶまで 35 35

35 35

東京都千代田區  
神田神保町2の4

フレーベル館保育用品株式會社

振替口座  
東京 38171

發行所

觀 察 繪 本

# キンダーブック KINDER-BOOK

キンダーブックのフレーベル、フレーベルのキンダーブック——この繪本は餘りにも有名です。發刊以來既に通卷 250 號を發行し、全國の各幼稚園保育所をはじめ、健全な家庭から、學齡前の幼児に無條件に與へられる代表的な繪本として廣々の好評を戴いてをります。先頃連合軍總司令部 CIE より發表ありましたものゝ中にも、アメリカにおいても類誌のない獨自のものであるとの御言葉がありました。企畫、編集、用紙、着色、製本凡ゆる面に不斷の精進をつけ、號は號を追つて益々良いものを世に送りたいと努力してをります。次代の日本を背負う愛兒のためのこよなき心の糧であります。

A 4 判・16 頁・月 1 回發行・定價 40 圓・送料 3 圓

新刊

實用保育遊戲 第一集

賀來 淳麿 著

B 5 判 七〇頁 上製美本 一八〇圓 十二圓

△保育遊戲の研究と實地指導のために二十數年の経験をもつて、更にその生涯をそのために棒げる著者が、保育遊戲の指導課程に基づいて研究された教材集、近く示される「音楽とリズム」についての指針を理解する上にも参考書である。

人形芝居脚本集

倉池 権一三共著

B 6 判 一八〇頁 上製

一五〇圓 十二圓

幼稚園お話集 上・下

倉池 権一三共著

A 5 判 二〇〇頁 美本上製 各二〇〇圓 十二圓

日本幼稚園協会編

△これまた「お話集」の定本といはれた裁判の増補改訂版である。正に人形芝居シナリオの定本といふべきもの。

加除式幼稚園法令通達便覽

幼稚園制度研究會編

幼稚園教員養成所他二覽  
附幼稚園のつくり方一覽

二幼稚園制度研究會編  
十五〇圓

發行所

東京都千代田區神田  
神保町二丁目四番地

株式會社

フレーベル館

振替口座東京  
一九六四〇番